

市谷議員 要望項目一覧

令和5年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【新型コロナ第8波から県民の命を守る対策の強化を求める】</p> <p>①感染者数・死亡者数の多さや、後遺症の深刻さなどからも、引き続き警戒が必要であるが、「重症化は少ない」と軽視するようなイメージが先行し、「命を失わないためにどのようなことに気をつければよいのかかわからない」という不安の声を聞く。特に感染が広がっている、医療、介護、保育・学校などの実態や、命を失わないためどのようなことに気をつけたらよいかを、広く県民に伝えるようにすること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、医療機関、高齢者施設、学校、保育園等での感染の実態や感染拡大防止に必要な対策などを周知するほか、本県のホームページやあんしんトリピーメールでの情報発信など、できるだけ多くの県民にメッセージが届くよう工夫しながら取り組んでいるところである。引き続き、必要な情報が広く県民に伝わるよう努めて参りたい。</p>
<p>②病床の更なる確保のため、病床確保助成（初期投資等）を地方自治体の独自判断で行えるようにするなど、新型コロナ対応医療交付金を地方独自の感染症予防対策・医療提供体制確保に柔軟に使えるよう国に求めること。</p>	<p>緊急包括支援交付金については、都道府県独自の施策も対象とするよう、全国知事会を通じて国に要望しているところである。</p>
<p>③発熱外来に対する体制確保補助金が3月末で打ち切られ、検査費用などの診療報酬も縮小及び要件の厳格化が行われている。発熱患者の受け入れを多くの医療機関に行ってもらうために、これまでの財政措置の復活も含め、発熱患者受け入れに伴う助成や診療報酬を手厚くすること。特に高齢者等重症化リスクの高い発熱患者が、早期に確実に受診できる体制を構築すること。</p>	<p>本県では対象診療科の94%の医療機関で発熱患者等の診療に対応いただいております。早期に受診できる体制はすでに構築しています。</p> <p>PCR検査や抗原検査の保険点数は、実勢価格を踏まえて見直されたものである。また、発熱患者等を診療した際に算定可能な二類感染症患者入院診療加算にかかる昨年11月の見直しは、より多くの患者を受け入れてもらえるよう要件追加されたものである。</p> <p>発熱患者等の診療に関しては、現在、特例的に診療報酬上の措置が講じられているところであるが、感染対策による医療機関のコストアップは今後も引き続くことが想定されることから、国に対して恒久的な措置を検討するよう求めているところである。既に終了した補助制度の復活を国に求めることは考えていない。</p>
<p>④高齢者の有症状患者の入院等を積極的に進めること。これはクラスターが多く発生している高齢者施設の感染予防策としても重要である。高齢者に特化した療養施設、臨時の医療施設の開設などを積極的に進め、稼働病床拡大も含めた積極的な受入体制の強化を進めること。</p>	<p>医療機関や高齢者施設等と連携し、高齢のコロナ患者への早期の治療薬投与により、重症化を防ぎながら入所施設や自宅等での療養の継続を図っているところであり、高齢者に特化した療養施設、臨時の医療施設の開設は考えていない。</p>
<p>⑤高齢者施設に留まることを余儀なくされた場合にも、抗ウイルス薬の適切な処方など早期治療が行えるよう対策を強化すること。</p>	<p>高齢者施設の新型コロナウイルス施設内療養者に対しては、施設に陽性者が発生した時点で、鳥取県医療・福祉施設感染対策センターから早期投薬を助言するとともに、必要に応じて診察等を調整するなど、関係機関と連携し、重症化防止に効果的なコロナ治療薬の早期投与を促進している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥高齢者施設の感染予防とクラスター発生への対応について、支援を強化すること。PPEやN95マスクの提供、ゾーニング及びPPE装置による職員の稼働可能時間数の減少を踏まえた支援単価・上限の引き上げ、クラスター発生による減収補填、また施設の換気・空気清浄機の装置への更なる支援を行うこと。</p>	<p>クラスター発生等のコロナ患者の療養継続のために必要な経費については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金」において、通常の介護サービス提供時には想定されないかかり増し経費等に対して支援している。</p> <p>加えて、令和4年12月末より「新型コロナウイルス感染症予防対策緊急支援事業補助金」を新たに創設し、感染症予防対策を行うためのアルコール、防護具等消耗品の備蓄費用や、サーキュレーター、空気清浄機等換気対策への緊急支援を開始したので、これら支援制度を積極的にご活用いただきたいと考えている。</p> <p>これらの支援によりクラスター発生による影響ができる限り少なくなるようにしているところである。</p>
<p>⑦新学期が始まり、学校でのクラスター発生が心配されている。改めて学校、保育現場の感染対策を強化し、保護者や家族が休めるよう休業補償制度の復活・実施を進めること。国保の傷病手当を継続し、事業主も対象とすること。</p>	<p>学校においては、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、感染状況等に合わせて適宜ガイドライン等の改正を行っていく。</p> <p>第8波による感染拡大を踏まえ、保育施設等における基本的感染対策の徹底を繰り返し呼び掛けているほか、全施設に抗原定性検査キットを配布し、施設内の感染拡大防止を強化してきている。</p> <p>県独自の学校休業等に係る補助金については、令和2年の全国一斉の学校臨時休業を受けて制度を創設した当時とは状況が異なることから、復活は考えていない。</p> <p>国民健康保険の傷病手当金については、権限を有する市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものと考えている。</p>
<p>⑧新型コロナと新型インフルエンザの同時流行が始まっている。対応する医療体制を強化・構築すること。</p>	<p>11月24日の対策本部会議において、「フルコロナ対策等重点プロジェクト」を打ち出し、医師会等関係機関と連携して同時流行を想定した各種対策をすでに進めているところである。</p>
<p>⑨全国旅行支援は中止を求め、空港・港湾などの水際対策を徹底し、ウイルスの流入を防ぐ手立てをとること。無料PCR検査所や県営接種会場の設置を延長すること。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染状況等に留意しつつ、引き続き全国旅行支援を実施し、観光需要の回復を図り、県内観光地・事業者を支援していく。また、昨年12月に厚生労働大臣に対して地方空港及び港湾における水際対策に係る検疫検査体制を国の責任で整備することについて要望しているが、今後も国への働きかけを継続していきたい。</p> <p>無料検査については、感染状況を踏まえ、1月11日の対策本部会議において2月末までの延長を決定したところである。県営接種会場は3月末まで設置を継続することとしており、4月以降については、国からの情報を注視しつつ、必要に応じて設置できるよう準備を進めていく。</p>
<p>⑩政府が、大軍拡のために国立病院機構（NHO）などの積立金の返却を求めた。NHOなど独法病院は新型コロナ医療の中核を担っており、医療・看護師の体制強化と処遇改善こそが求められる。大軍拡をただちにやめ、新型コロナ対応に医療機関が全力を注げるよう国に求めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制については、十分な財政措置を講ずるよう継続して国に要望しているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【平和・憲法・基地問題】</p> <p>①国会にも諮らず、「専守防衛」という戦後の安全保障政策を大転換し、憲法違反の「反撃能力＝敵基地攻撃能力」を保有し、先制攻撃を可能とする「安全保障3文書」を閣議決定したのは重大な問題である。閣議決定の撤回を求めること。</p> <p>②「安全保障3文書」にある「防衛力整備計画」の今後5年間の装備の中に、自衛隊美保基地配備の空中給油機（KC46A）13機、C2輸送機6機という大幅拡張が盛り込まれている。配備強化と、憲法違反の集団的自衛権や敵基地攻撃への使用に反対すること。</p> <p>③安全保障政策の大転換により米軍機低空飛行訓練の一層の激化が懸念される。騒音測定器は、東部町長会から直接要望を聞き、県として早急に設置すること。</p>	<p>防衛に関する事項は国の専権事項であり、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画は、国の責任において閣議決定されたものであり、撤回を求めることは考えていない。</p> <p>なお、防衛力整備計画においては、増機となる空中給油・輸送機等の具体的な配備基地については示されていない。</p> <p>外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、米軍機の飛行訓練等については国の責任において必要な措置が講じられるべきものであるため、県として独自に騒音測定器等を設置することは考えていない。</p> <p>県として、国に対し騒音測定器の設置を求めており、今後も引き続き、住民の安全・安心確保のため、市町村と協力した監視体制を継続するとともに、米軍機の飛行訓練等に対して国の責任で必要な措置を講ずるよう全国知事会等とも連携し取り組んでいく。</p> <p>なお、県町村会から「騒音測定器の設置に関して国に強力に要請すること」と要望されており、改めて東部町長会から要望を聞くことは考えていない。</p>
<p>【物価高騰から暮らしと経済を立て直す】</p> <p>1. 賃上げを実現する緊急対策</p> <p>(1) 国が責任をもって最低賃金の引き上げを</p> <p>①国の「賃上げ減税」は、黒字企業だけが対象で、多くの赤字中小企業は使えない。また国の「中小企業向け賃上げ支援」は、新たな設備投資などの条件が厳しくほとんど利用できない。大企業の内部留保が、アベノミクス以降で150兆円も増え、500兆円にも達しており、その経済への還流は実体経済を立て直す上でも大きな力となる。時限的・年次的に課税して10兆円の財源を作り、中小企業へ社会保険料軽減や賃上げの直接支援を行い、全国一律最低賃金時給1500円を実現するよう国に求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p> <p>国による企業への課税制度や中小企業支援施策については、国、各種審議会でも議論されており、その動向を注視していく。</p>
<p>(2) 行政が管轄する分野での賃上げを図る</p> <p>①国が公定価格や報酬で水準を決めている保育・介護・障がいなどのケア労働者の賃金は、全産業より平均「月5万円」低い。国の責任で全産業平均水準に引き上げるよう求めること。また、鳥取県独自に、保育士、放課後児童クラブ指導員、介護・障がい福祉労働者の賃金支援を行うこと。</p>	<p>令和4年2月以降、国において新たな処遇改善（3%、月額9,000円程度）が行われているところであるが、保育士等の更なる処遇改善について、引き続き国へ要望していく。介護職員（障がい分野を含む）の収入の引き上げ等処遇改善を更に進めるとともに、介護職の認知度向上・イメージアップのための情報発信に取り組むよう国に対して継続して要望しており、引き続き重点的に取り組むよう求めていく。</p> <p>なお、鳥取県独自の賃金支援は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②県行政機関で働く非正規労働者の時給を1500円以上に引き上げること。	県の会計年度任用職員や臨時的任用職員等の賃金は、県の一般の職員の給料との権衡等を考慮して職務内容に応じて定める必要があり、時給を一律1,500円以上とすることは考えていない。引き続き職務内容を踏まえた適切な給与となるよう考えていく。
③県と受注する事業者との間で結ばれる契約や指定管理契約は、生活できる賃金となるように、公契約条例を制定すること。	労働者の賃金に係る公契約条例の制定については、労働法制との整合性等において疑義がある状況であること、労働条件への介入は法律によるべきとの考え等から、国が制度設計することが適当と考えている。 本県では、既に最低制限価格について制度化し、適正な労働条件の確保等に努めているところであり、引き続き適切な運用に取り組んでいく。
④この10年間県職員を大幅削減してきたことが、緊急時の対応にも困難をもたらしている。県職員や保健所職員の定数を増やすこと。会計年度任用職員の任期切れ解雇はせず、継続雇用すること。	県職員の定数については毎年度、事業実施に必要な定数を措置しており、特に保健所の定数については、令和3年4月に、総合事務所を再編し「保健所」を総合事務所内局として設置した上で、職員を令和3年4月に16名増員した。その上で、県退職保健師や市町村保健師の受入、県庁や総合事務所による現場応援や県庁におけるリモートによる応援等により休日も含め機動的に対応できる体制としている。デジタル等も活用して一層の業務効率化も図りながら、今後も業務の状況に応じて機動的な体制を確保していく。 会計年度任用職員について、本県では、公募によらない人事評価に基づく能力実証による再度の任用を最大4回まで行うなど、2回までとする国を超える取扱いとしている。公募によらない再度の任用の回数を無制限とすることは、募集、採用に当たっての均等な機会という点で平等取扱いの原則に反することになるため行っていない。
(3) 男女の賃金格差を是正し、賃金の底上げを図る ①男女の賃金格差は、年収で243万円（民間給与実態統計調査、国税庁）、生涯賃金で1億円にもなる。鳥取県の男女の賃金格差は、令和2年度の男283.2万円・女222.3万円（78.5%）から、令和3年度の男271.3万円・女226.2万円（83.4%）に縮まったが、男性の賃金下がったことによる。県民全体の賃金引上げに資する取り組みの実施と同時に、県内企業に男女の賃金格差の実態を正確に公表させ、是正計画の策定・公表を義務づけること。	賃金アップのため行う中小企業の生産性向上や業務改善につながる設備投資等の前向きな取組を支援する制度を令和4年度9月・12月補正予算で事業化している。 男女の賃金格差の公表については、令和4年7月の法改正により、従業員301人以上の企業は義務付け、101人以上の企業は公表項目の一つとして任意で選択させることとなっており、県としては国と連携して制度の仕組みを周知していきたい。
②労働基準法をはじめとする関係法令に、間接差別の禁止、同一価値労働同一賃金の原則を明記し、差別の是正を労働行政が指導できるよう国に求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。
③パート労働法、労働者派遣法の改正で、女性の多くが働いている非正規雇用の労働条件を改善し、正職員との不当な格差をなくすよう国に求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) 労働法制の規制緩和路線を転換し、賃上げと正規化を進める</p> <p>①労働者派遣法を改正し、派遣労働は臨時的・一時的業務に限定して常用代替を規制するとともに、派遣受入期間の上限を1年とし、違法があった場合は派遣先に期間の定めなく直接雇用されたものとみなして正社員化するなど、派遣労働者を保護する仕組みに変えるよう国に求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。</p>
<p>②残業時間の上限を週15時間、月45時間、年360時間とし、連続11時間の休息時間を確保するよう国に求めること。高度プロフェッショナル制度の廃止を国に求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。</p>
<p>③フリーランス、ギグワーカー（雇用契約のない単発、短時間の労働者）、請負や委託で働く労働者を保護する法整備、またフリーランスに労災保険と失業保険を適用するよう国に求めること。</p>	<p>令和4年5月に発表された全世代型社会保障構築会議の中間整理で、フリーランス・ギグワーカーなどへの社会保険の適用について、被用者性等をどう捉えるかを検討し、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的な検討を進めていくことが提案されており、この提案を受けた国の議論の動向を注視していく。</p>
<p>④シフト制労働者の労働契約に、賃金の最低保障額や休業手当の支給を明記するなどルールをつくるよう国に求めること。</p>	<p>労働者を会社都合で休業させる場合、平均賃金の6割以上を最低保証額として支払うことが労働基準法で定められている。また、労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。</p> <p>なお、各種の労働相談については、県中小企業労働相談所「みなくる」で対応し、必要に応じて労働局等の関係機関へつないでいく。</p> <p>・労働者福祉・相談事業 34,071千円</p>
<p>2. 消費税の緊急減税、物価高騰の中だからこそ、社会保障と教育の負担軽減を</p> <p>①消費税を緊急に5%に減税するよう国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p>
<p>②政府は物価高騰の中、年金額を0.4%、この10年で実質年金額は6.7%減らしている。年金積立金を活用し、物価上昇を反映した年金額に引き上げるよう国に求めること。また物価が上がっても年金を上げない仕組み「マクロ経済スライド」の撤廃を国に求めること。</p>	<p>年金制度については、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対する要望等は考えていない。</p>
<p>③国保料を引き下げのため、全国知事会が求めてきた公費1兆円の投入を国に求めること。所得に関わりなく賦課する「均等割」「平等割」をなくすこと。せめて子どもの「均等割」を廃止すること。県として国保料引き下げのため独自の財政支援をすること。</p>	<p>全国知事会として公費負担の拡充を求めてきた結果として、平成30年度の国保制度改革に伴い、国から毎年約3,400億円の財政支援が行われているところである。今後の医療費の増嵩に耐えうる国民健康保険制度の財政基盤の強化について、引き続き国に対して要望していく。</p> <p>均等割、平等割については、受益に応じて負担をしていただく趣旨で導入されているものであり、保険料の決定権限を持つ市町村において適切に判断されるものとする。</p> <p>また、子どもの均等割については、令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割額の5割を減免する措置が実施されているが、均等割の軽減の対象範囲及び軽減割合の拡充について、引き続き機会を捉えて国に対して要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④ 75歳以上の後期高齢者医療費窓口負担2割をもとの1割に戻すよう国に求めること。保険料引き上げが検討されているが、上がらないよう国に支援を求め、県も独自支援をすること。	後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、1割に戻すことについて国に要望することは考えていない。 また、保険料の引き上げについても同様の趣旨であり、国に対して支援を求めることや県として独自支援をすることは考えていない。
⑤ 介護保険法改正に向け、利用料の2割・3割負担の対象拡大、要介護1・2の在宅サービスの保険給付はし、ケアプラン有料化、介護保険料の支払い開始年齢の20～30歳代への引き下げなどが検討されているが、これらの負担増に反対し、負担軽減を国に求めること。県独自に介護保険料・利用料の軽減を図ること。	介護保険制度の改正については、高齢化の進展、現役世代の減少の中で、制度を安定的に運用しようとするものと理解しており、いる。引き続き、国の制度改正の検討状況を注視していく。 なお、介護保険料・利用料を軽減するために県として独自支援をすることは考えていない。
⑥ 子どもの特別医療費助成を、18歳まで窓口負担完全無料にすること。	小児特別医療費助成は、子育てを所管する市町村との協働事業であることから、今後、市町村と十分協議する。
⑦ 憲法26条「義務教育の無償」を踏まえ、学校給食費の無償化、また教材費の負担軽減のため県が支援すること。	学校給食への補填等については、三位一体改革により平成17年度から国の補助の廃止、税源移譲・地方財政措置が行われたところであり、学校給食に係る運営経費については、学校設置者である市町村が負担すべきものと考えことから、県が学校給食費の無償化のため直接支援することは考えていない。 なお、義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により、市町村の責務とされており、学用品費、給食費等は、設置者である各市町村がそれぞれの実状に応じて要保護者、準要保護者等へ支援を行っているため、県が独自に支援を行うことは考えていない。
⑧ 大学・専門学校の学費を半額にするための支援と、入学金制度廃止を国に求めること。県として返済不要の給付型奨学金を創設すること。	大学・専門学校の学生に対する経済的支援については、国の高等教育の就学支援新制度や独立行政法人日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金などの支援策が講じられており、国への要望や県の独自支援は考えていない。
⑨ 過去の物価高騰時にも実施された、生活保護基準の年度中途の緊急引き上げを実施すること。2013年からの保護費削減を違法とする判決が相次いでおり、削減前の水準に戻すよう国に求めること。障がい者の車保有を認めること。大学生が家族と世帯分離せずに大学に進学できるようにすること。低所得者への光熱水費支援金を再支給すること。	生活保護基準の見直しは、国民の消費動向や社会情勢を勘案して、国の責任において設定されるものであり、見直しについて国に求めることは考えていない。 障がい者の自動車の保有については、資産である自動車は原則として保有は認められていないが、例外として、保護開始時点において既に保有している事業用自動車や、山間へき地等で自動車以外に通勤する方法がない場合、また、障がい者については通勤以外であっても、公共交通機関の利用が著しく困難な場合であって、通院等のために使用している自動車については一定の要件のもとに保有が認められている。 大学生など生活保護の対象となる者を判断する基準は、社会情勢等を勘案して国が設定するものと考えている。 低所得者への光熱水費支援金の再支給については、物価高騰の影響を受けた低所得者等の生活困窮世帯に対し、市町村と協調した光熱費助成事業を令和5年度当初予算案で検討している。 ・生活困窮者光熱費等支援事業 144,500千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑩就学援助の支給額・対象者を大幅に拡充できるよう、県も支援すること。	義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により、市町村の責務とされており、学用品費、修学旅行費、給食費等は、設置者である各市町村がそれぞれの実状に応じて要保護者、準要保護者等へ支援を行っているため、県が独自に支援を行うことは考えていない。
⑪新入学に必要な学用品購入への支援を行うこと。高校生のタブレット端末の購入費を補助すること。	義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により、市町村の責務とされており、学用品費は、設置者である各市町村がそれぞれの実状に応じて要保護者、準要保護者等へ支援を行っているため、県が独自に支援を行うことは考えていない。 なお、高校生については、県内に保護者等が在住する生活保護受給世帯及び住民税所得割額非課税世帯の高校生を対象に、高校生等奨学給付金により新入学に必要な学用品を含む授業料以外の教育費を支援している。 県立高校生のパソコン購入については、今後の更新費用や他県の対応状況等も踏まえ、入学者にパソコンを自費購入していただいております、低所得世帯に対しては県が無償貸与を行っている。
3. 中小企業・小規模事業者をつぶさないー大量倒産・廃業の危機を打開する本格的な支援を ①今年10月のインボイス制度導入の中止を国に求めること。	複数税率制度下において適正な税務経理や申告を行う上で、インボイス制度は必要不可欠なものであり、制度の中止を求める考えはない。本県ではこれまで、円滑な制度移行に向けて、中小企業者等に混乱が生じないよう実情を踏まえた対策をとるよう国に要望してきたところであり、令和5年度税制改正大綱において中小企業者等の納税負担や事務負担の軽減を図ることが示された。
②コロナ特例減免も終了している。納税困難な事業者に対する減免の特例を実施すること。	新型コロナウイルス感染症に係る特例の徴収猶予の期間は終了しているが、猶予期間経過後も、納税が困難な場合には、納税者の個々の実状に応じ、現行の徴収猶予制度において適用の判断を行っていくこととしている。
③過剰債務問題を解決するため、コロナゼロゼロ融資を「別枠債務」にし、事業継続に必要な新規融資が受けられるよう、金融機関と調整すること。「別枠債務」は一定期間、無担保・無利子のまま返済を猶予すること。	過剰債務問題に対しては、国において継続して検討されている。県としては、金融機関、保証協会に対して新規融資や返済繰延べ等の柔軟な対応の継続を要請するとともに、返済負担を軽減した期日一括返済型資金をはじめ低利低保証料率の資金により資金調達の円滑化を図っているところであり、令和5年度当初予算案においても継続することを検討している。 ・コロナ禍を乗り越える企業自立サポート事業（制度金融費） 386,051千円 ・新型コロナ克服特別金融支援事業 3,633,789千円
④「とっとり企業支援ネットワーク」の枠組みの中で、小規模事業者を対象に、事業の再建計画を組み、保証付きの制度融資の債務免除も可能とし、事業再生の道を確保すること。	制度融資の債務免除も含め債権放棄等の抜本的な対応が必要な事業者については、国設置の中小企業活性化協議会を中心として関係機関が連携して対応している。 とっとり企業支援ネットワークは、事業者がそのような状況に陥らないよう早い段階から関係機関が連携して支援する仕組みである。 今年度は、早めに前向きな対策を講じていくための専門家活用経費を増額して、支援しているところであり、令和5年度当初予算案においても支援の拡充を継続することを検討している。 ・とっとり企業支援ネットワーク連携強化事業 19,664千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤国の持続化給付金等も終了し、新型コロナ・物価高騰に対応する給付金が一つもない。県独自に「地域経済再生給付金」（仮称）を創設すること。</p>	<p>コロナ禍における給付金は、感染拡大を防止するための営業時間短縮や行動制限等への協力要請に伴う売上減少等に対して一定額を支給する緊急措置であったが、現在は感染防御と経済活動の両立を進める段階にあり、新たな給付金を創設することは考えていない。</p> <p>現在、国においては、直接的な価格抑制策として、令和4年度第2次補正予算により、ガソリンなど価格急騰の抑制を図る「燃料油価格激変緩和対策事業」の継続や、電気・都市ガス料金の負担軽減を図る「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による負担軽減を行っている。</p> <p>県においては、事業者の需要獲得策として、観光誘客に向けた機動的な支援やプレミアム付きお食事クーポン券の発行支援、また、経営支援策として、省エネや需要確保などの新型コロナや物価高騰を乗り越える前向きな取組への支援等を、令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蟹取県ウェルカニキャンペーン事業 1,000,000千円 ・新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（第4弾） 115,000千円 ・コロナ禍・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業 500,000千円
<p>4. 食料・エネルギーの自給率向上で、国民生活と経済の安定、食料危機・気候危機打開を</p> <p>(1) 円安・コスト高から食料生産を守る</p> <p>①肥料価格補填金を再給付すること。「肥料価格安定対策制度」を創設すること。堆肥・稲わらの利用拡大を支援すること。</p>	<p>肥料価格高騰支援については、令和4年秋肥だけでなく、令和5年春肥までを対象に支援金を交付している。また、国は「肥料の国産化・安定供給確保対策（うち肥料原料備蓄対策事業）」を創設し、生産現場への肥料の安定供給による価格安定を図ることから、県独自の支援は考えていない。</p> <p>畜産堆肥については、県内製造業者リストを関係者に広く周知し利用拡大を図っている。稲わらについても国が行っている国内産稲わらのマッチングを周知して利用拡大を図りたい。</p>
<p>②飼料価格安定制度を、高騰前の価格との差額を直接農家に補填する制度に改善すること。</p>	<p>配合飼料価格安定制度については、令和4年11月15日に国へ要望を行ったところであり、今後の国の対応を注視したい。なお、本制度で補てんされない農家負担の支援について令和5年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産経営緊急救済事業 228,968千円
<p>③燃油高騰に対しては、石油元売りだけでなく、農家・漁業者に直接補填すること。</p>	<p>燃油高騰対策として、農業者等への直接補填ではなく、経営負担を軽減するため省エネ機械の導入支援などを令和5年度当初予算案において検討している。</p> <p>また、国において施設園芸セーフティネット構築事業、漁業経営セーフティネット構築事業等で直接補填が行われており、引き続き周知を図ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなでやらいや農業支援事業（燃油高騰対策） 30,000千円 ・生乳増産対策支援事業（省エネ対策） 18,985千円 ・低コスト林業機械リース等支援事業（燃油高騰対策） 20,000千円 ・がんばる漁業者支援事業 7,235千円

要望項目	左に対する対応方針等
④漁業資材や餌料費等の養殖資材の高騰分の補填を継続実施すること。	漁業・養殖資材については、価格高騰分が魚価に転換される仕組みの構築を関係機関に働きかけていく。また、餌料費については、漁業経営セーフティネット構築事業（国の配合飼料価格安定制度）への加入促進を継続していく。
⑤水田活用交付金の削減中止と拡充を求めること。畑地化への支援は一時的なものでなく、継続的・恒久的なものとし、増額を求めること。	水田農業の経営安定化に向けて、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算確保と継続した取組への支援を拡充するとともに、水田、畑地など地目に関係なく、収益性は低くとも自給率向上に資する作目等の増産支援を検討するよう、国に要望を行っている。
⑥「肉用牛肥育経営安定交付金」、「肉豚経営安定交付金」は、国の負担で実質的な生産費を保障する仕組みへの改善を求めること。また現在の農家負担分の県独自の軽減を継続すること。	肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）及び肉豚経営安定交付金（豚マルキン）は国と生産者の積立によるセーフティネット制度であり、仕組みについての国要望は考えていないが、畜産経営の安定を図るため、生産者負担金の支援について令和5年度当初予算案で検討している。 ・畜産経営安定対策事業 72,961千円 （うち牛豚マルキンの一部支援に係るもの66,376千円）
⑦生乳の生産費を販売収入が下回った場合に差額補填する「酪農マルキン」制度の創設を求めること。	令和4年11月15日に酪農家の所得補償制度の創設も含めた飼料価格高騰対策を国へ要望したところである。
⑧中山間地域等直接支払制度を、条件不利の補正だけでなく、中山間地域に居住すること自体を支援するものへ抜本的に拡充すること。	中山間地域等直接支払交付金は、農業生産活動を継続的に実施することで農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることを目的とした制度であり、居住すること自体へ支援するよう国へ制度拡充を求めることは考えていない。
(2) 省エネ・再エネを強力に推進し、気候危機打開、負担抑制、地域経済振興を ①「純国産エネルギー」である再生可能エネルギーの潜在量は、環境省の調査でも、現在の電力使用量の5～7倍とされている。鳥取県の再エネ比率60%実現に向けて、再生可能エネルギー優先利用の原則を確立し、再エネを最大限活用できる電力網などのインフラを整備すること。	優先給電ルールについては、国が「送配電等業務指針」等に基づいて全体の需給バランスを考え、可能な限り再エネを優先活用できるよう定めている。 また、送電線等のインフラの整備については、国が「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」を定めており、送配電事業者が整備し、発電事業者及び電気消費者がその受益に応じて負担することとなっている。 県として送電網等のインフラ整備は行わないが、地域活性化のため地域の方や県内事業者が小水力発電等を実施される際には、送電線整備等に支援することで、再エネ導入を推進していく。
②CO2排出量が多い大規模事業所に、CO2削減目標と計画、実施状況の公表などを「協定」にして締結すること。	本県においては、平成22年度から「鳥取県地球温暖化対策条例」に基づき、3年毎の温室効果ガスの削減計画及び毎年の排出量の報告を県内のエネルギー使用量の多い事業者に義務付けし、県のホームページにおいて公表している。
③農地でのソーラーシェアリング、小規模バイオマス発電の普及など、脱炭素に結びついた農業・林業を振興すること。	県内事業者の太陽光発電、バイオマス発電等の計画が具体化した段階で、関係機関と連携を図りながら、国事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）を活用した支援策を検討する。 また、林地残材の有効活用を図るため、木質燃料供給体制整備についても検討していく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④住宅・建物の断熱化等、省エネの取り組みをあらゆる分野で進めること。</p>	<p>県の目標である2030年温室効果ガス60%削減を達成するためには、様々な分野での省エネの取組が必要であることから、家庭向けには、「とっとり健康省エネ住宅（NE-ST）」及び既存住宅の省エネ改修に対する助成、省エネ家電の買い替え促進キャンペーン、太陽光発電・蓄電池等の導入支援を行っている。</p> <p>また、企業向けにも、省エネセミナーの開催、省エネ診断の推進、省エネ対応設備の導入支援等を行っており、引き続き取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり健康省エネ住宅普及促進事業 369,412千円 ・地域資源活用エネルギー導入推進事業（小規模発電設備等導入支援） 45,875千円 ・再エネ100宣言REACTION推進事業 16,700千円 ・新型コロナ・円安・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業 500,000千円
<p>⑤鳥取市・青谷町・鳥取県西部で計画されている大規模風力発電事業は、住民合意もなく、強行すれば再エネ普及にも水を差す。住民説明を繰り返しても、大規模開発で自然破壊につながるため、住民理解を得ることは難しい。計画の中止を求めること。</p>	<p>大規模風力発電事業は、住民理解のもと進めていくことが重要であることから、事業者に対しては計画を進めるにあたっては、住民理解を得るよう丁寧に説明をしていくことを引き続き要請していく。</p> <p>風力発電事業の許認可権限は経済産業省にあることから、国が審査を行う際には地元意見を反映するような仕組みとなるよう引き続き国に対して要望していく。</p>
<p>(3) 「原発回帰」への大転換の撤回を ①岸田総理を議長とするグリーントランスフォーメーション（GX）実行会議は、新たな原発推進政策を含む基本方針を決め、政府自身が「可能な限り原発依存度を低減する」としてきた従来の立場から、原発再稼働、老朽原発の運転期間延長と新規原発建設という原発推進への大転換にほかならない。福島原発事故の教訓を投げ捨てる、新たな「安全神話」であり、こうした「原発回帰」は許されない。直ちに撤回するよう求めること。</p>	<p>原発の再稼働等は、安全を第一義として取り組むべきことであり、国が国民への説明責任を果たし、国民の理解を得ることが必要であると考えます。</p>
<p>②島根原発2号機は、現状では再稼働のみならず、老朽化してもなお使い続けることになる。また予定しているプルサーマル計画を補完する、使用済み核燃料を再処理する六ヶ所村の再処理工場は、完成時期が2年延期され2024年度上半期へとずれ込むことが昨年明らかとなった。26度目の延期であり、展望もない。島根原発2号機の再稼働の中止を求めること。また再稼働前提の「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」は受け取らないこと。島根原発3号機の新規稼働も中止を求めること。</p>	<p>原発周辺地域が求めているのは安全が第一義ということであり、国にはこれまでも安全を求めているところである。</p> <p>原子力政策が国策として行われている以上、安全対策に要する費用は、国の責任において支弁されるべきものである。</p> <p>また、こうした安全対策は経常的に実施する必要があるとあり、1回限り5億円の交付金で根本的な課題解決になるものではないことから、国に対しては、継続的な財政措置を含め、周辺地域への支援を引き続き求めているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【酪農・畜産問題】</p> <p>①配合飼料価格安定制度は、直近1年間の輸入価格の平均との差額を、農家と国・メーカーが積み立てた基金から補填する仕組みであり、現在のように継続して高騰する場合には補填が十分なものとならない。配合飼料の高騰前の価格と現在の価格との差額を全額公費で補填する緊急支援を行うこと。同制度の対象とならない自家配合の農家にも支援すること。燃油をはじめ、乾燥牧草や藁、敷料、代用乳など、あらゆる生産資材も高騰している。経営の実情を正確につかみ、緊急の直接支援をすること。</p>	<p>配合飼料価格安定制度については、令和4年11月15日に国へ要望を行ったところであり、今後の国の対応を注視したい。なお、本制度で補填されない農家負担の支援について令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>・畜産経営緊急救済事業 228,968千円</p>
<p>②大幅な経費の増大を踏まえ、加工原料乳生産者補給金及び交付対象数量は、中小規模の経営も含め再生産が可能な水準とすること。</p>	<p>加工原料乳生産者補給金制度の補給金単価及び交付対象数量は、毎年国が見直しを行っているところであり、今後の国の対応を注視したい。</p>
<p>③畜産クラスター事業を利用し、資金の償還が迫っている農家に対して、据置期間を延長するなど柔軟な対応を強く金融機関に求めること。</p>	<p>経営改善のための制度資金等による借り換えで、据置期間や償還期間の延長が可能である。</p>
<p>④全国的に、乳製品の過剰在庫により、生乳廃棄の懸念が高まっている。生産者は、国の政策に従って規模拡大・増頭増産を進めてきたにもかかわらず、廃用などの生産抑制を迫られている。カレントアクセスによる乳製品の義務的全量輸入の停止を国に求めること。国民に対して、酪農・畜産の窮状を広く伝え、牛乳、乳製品の消費拡大への協力を訴えること。生産者が需給の緩和と逼迫の繰り返しに翻弄されることがないように、乳製品の政府備蓄など、国が生乳の需給調整に責任を持つ仕組みの導入の検討を求めること。</p>	<p>乳製品輸入については、国家貿易によりその種類・量・時期等が調節されているものであり、全量輸入の停止措置を国に求めることは考えていない。酪農家の窮状の周知や牛乳・乳製品の消費拡大については、県域団体、全国団体を中心に行っており、県もこれに協力している。生乳等の需給調整を国が行うことについては、本県の乳業メーカーへの影響が大きいことから国への要望は考えていない。</p>
<p>⑤国は、生産者団体と乳業メーカーとの対等な価格交渉に責任を持つとともに、危機に対応し、期中でも機動的に交渉を開始できるよう主導するよう、求めること。</p>	<p>令和4年度に乳価の期中改定が行われたところであり、期中でも機動的に価格交渉が出来るものと考えている。</p>
<p>⑥国産の飼料・生産資材の増産と持続的な確保が図られるよう、生産・流通に対する支援を強力に行うこと。輸入飼料に依存しない自給飼料型の酪農経営を支援するため、水田、畑、採草地への直接支払交付金を維持・拡充すること。</p>	<p>国産飼料の生産・利用拡大対策については、国が令和5年度予算で措置する見込みである。（国産飼料の生産・利用拡大対策 393百万円）</p> <p>また、「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算確保と継続した取組への支援を拡充するとともに、水田、畑地など地目に関係なく、収益性は低くとも自給率向上に資する作目等の増産支援を検討するよう、国に要望を行っている。</p>
<p>⑦集送乳調整金は、燃油価格をはじめ全国の集送乳コストの高騰やドライバー不足等の状況を踏まえるとともに、指定生乳生産者団体が果たしている機能に見合った単価水準とすること。</p>	<p>加工原料乳生産者補給金制度の集送乳調整金単価は、毎年国が見直しを行っているところであり、今後の国の対応を注視したい。</p>
<p>⑧肉用子牛生産者補給金の保証基準単価については、生産者が再生産可能な水準とすること。</p>	<p>肉用子牛生産者補給金制度の保証基準単価は、毎年国が見直しを行っているところであり、今後の国の対応に注視したい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑨牛マルキン、豚マルキン制度は、一部を生産者が負担するうえ、基準となる経費が過去数年間の平均を取るため、コスト増が継続する場合には飼料価格安定制度と同様の問題が生じる。国の全額負担により実質的な生産費の不足分を全て補填する制度に改善すること。</p>	<p>肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度については、国が生産者団体等の意見を聞きながら定期的に見直しを行っているところであり、特に国への要望は考えていない。</p>
<p>⑩豚熱（CSF）・高病原性鳥インフルエンザ対策については、農家の衛生管理への支援を拡充すること。殺処分後に確実に営農再開できるよう、殺処分手当金・特別手当金においては、逸失利益まで含めて補償を行うこと。高ストレスの防疫作業に当たる自治体職員、自衛隊員、農協職員について、適切な作業環境の設定や、メンタルヘルスなどの体調管理が確実に行われるよう支援を行うこと。</p>	<p>農家の飼養衛生管理については、県内での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、養鶏場へのウイルス侵入防止を徹底するための衣服の着替えや長靴の交換を行う監視棟等の整備、車両消毒エリア等の場内環境整備の支援を令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>家畜伝染病予防法の手当金については、国が所要単価を法で定めているものであり、必要に応じて国に見直しを求めていきたい。</p> <p>また、防疫作業にあたった職員の体調管理については、相談窓口を設けて対応している。</p> <p>・鳥インフルエンザ等家畜防疫施設整備事業 101,502千円</p>
<p>⑪畜産クラスター事業をはじめ各種支援措置は、小規模・家族経営を含めた多様な担い手が意欲と希望をもって生産に取り組めるよう、規模拡大要件を撤廃するなど実情を踏まえた改善を図ること。</p>	<p>畜産クラスター事業をはじめとする国事業については、規模拡大要件が必須ではないものもあることから、生産者の活用につながるようサポートしていきたい。</p>
<p>【鉄道問題】</p> <p>①JR東日本、東海、西日本の本州3社は、分割民営化当時から赤字が指摘されていた北海道・四国・九州と違い、経営面ではコロナ危機で一時は赤字に転落したが、行動制限がない2022年度には黒字回復することが見込まれている（JR西日本585億円）。しかも3社ともに巨額の内部留保を抱えている（2021年度JR西日本7471億円）。「不採算路線を含めて維持する」とした民営化時のルール＝約束を果たせなくなったという状況ではない。当面、すべての路線を維持するよう求めること。</p>	<p>県ではこれまでJRに対して、県単独での要望のほか、中国地方知事会や関西広域連合など、あらゆる機会を捉えて、地域交通の維持等の要望を行ってきたところである。一方で、JRにお願いするだけでなく、地域が鉄道を必要なものとして利用し、支えていくことが必要であると認識しており、鉄道を活かしたまちづくりや県民が一丸となって公共交通の利用促進に取り組む運動などが必要であると考えている。</p>
<p>②政府は、鉄道事業法を変え、鉄道廃止の手続きを認可制から事前届出制に規制緩和した。国は何の責任もとらず、住民や自治体関係者の声も無視した鉄道路線の廃止を可能にしてしまったが、28道府県知事連盟の「未来につながる鉄道ネットワークを創造する緊急提言」（2022年5月）でも、「鉄道事業法における鉄道廃止手続きの見直し」が要望されている。この規制緩和の撤回を改めて求めること。</p>	<p>国では鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会の提言がなされ、鉄道事業者が地域の合意を得ずに一方的に鉄道事業法における鉄道廃止手続きを進めることが無い仕組みとなるように、国が関与して鉄道事業者と自治体が協議をする場として「特定線区再構築協議会」を法的に位置づけることも検討されている。</p> <p>今後国の法整備の状況を把握し、必要があれば国に働きかける。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③今後の鉄道の在り方については、破綻した「民間まかせ」に代わる持続可能なシステムへの転換が必要である。全国鉄道網を維持・活性化し、未来に引き継ぐためには、「民間まかせ」「地方まかせ」を根本から改め、国が責任を果たすことが不可欠である。完全民営のJRの鉄道網を国有民営への改革（国が線路・駅などの鉄道インフラを保有・管理し、運行はJRが行う上下分離方式に）の検討を求めること。国が鉄道インフラを保有・管理することで、鉄道事業を安定させ、運行は、現行のJRが引き続き行う。</p>	<p>全国知事会の要望などを通じて、国が全国的な鉄道ネットワークを維持・活性化するための方向性について示すよう求めている。</p>
<p>④全国鉄道網を維持・活性化するためには、国が財源確保のシステムを作ることが必要である。「公共交通基金」を創設し、運行を担うJRの地方路線とともに、地方民鉄やバスを維持することも含め、地方の公共交通を支援するよう、国に求めること。</p>	<p>国の令和5年度予算で、社会資本整備総合交付金の基幹事業として地域公共交通再構築事業が創設されるなど地域公共交通関係予算の拡充が予定されており、まずはこれらの制度の情報を収集し、必要に応じて地方への財政面の手厚い支援などを要望していく。</p>
<p>⑤財源として、ガソリン税をはじめ自動車関連税、航空関連税などの一部を充てるとともに、新幹線や大都市部などでの利益の一部を地方の公共交通維持に還流させ、交通の面でも生じている大都市と地方の大きな格差と不均衡を是正するよう国に求めること。</p>	<p>国の令和5年度予算で、社会資本整備総合交付金の基幹事業として地域公共交通再構築事業が創設されるなど地域公共交通関係予算の拡充が予定されており、まずはこれらの制度の情報を収集し、必要に応じて地方への財政面の手厚い支援などを要望していく。</p>
<p>⑥災害で不通となった鉄道を廃線に追い込んだり、復旧に手を付けずに放置することは、被災地の復興を妨害し、災害による地域の疲弊を加速させることになる。国が「災害復旧基金」を創設し、被災した鉄道の復旧を速やかに着手できるよう求めること。地方民鉄、第三セクター鉄道を含む、すべての鉄道事業者を対象に赤字路線等の災害復旧に必要な資金を提供すること。そのため「基金」には、全ての鉄道事業者が経営規模・実態に応じて拠出するとともに、国が出資する仕組みとするよう求めること。</p>	<p>鉄道の災害復旧については、本県も加入する全国鉄道整備促進協議会を通じて「被災した路線の復旧等に対する助成措置及び税制上の支援措置を充実・強化」を求めている。</p>
<p>【分野別】 《医療》 ①健康保険証のマイナンバーカードへの一体化を強制しないこと。</p>	<p>健康保険証とマイナンバーカードの一体化（健康保険証の廃止）については、オンライン資格確認システム等を通じた医療情報の利活用の恩恵を享受する体制を構築するため、国において検討されているものと考えている。</p>
<p>②県特別医療費助成実施に対する国保の国庫負担減額の中止を求めること。中止されるまでの間は、国減額措置に対し県が応分の負担をすること。</p>	<p>特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置の全廃については、これまで機会のあるごとに国に要望しているところであり、県が負担をすることは考えていない。</p>
<p>③国保法44条に基づく窓口負担の減免措置の発動要件を緩和し、使える減免制度にすること。</p>	<p>医療費の窓口負担（一部負担金）の減免は、特別な理由により生活が著しく困難になった場合に適用されるものであり、保険者である市町村が適切に運用されるものと考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④地域医療構想に基づく、高度急性期・急性期病床の削減、公立・公的病院の統廃合計画を撤回・中止すること。	地域医療構想は、2025年に向けて地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するものであり、医療機関の病床削減や統廃合ありきで進めるものではない。地域医療構想の実現に向けては、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実情を踏まえながら、医療機能や病床数など必要な医療提供体制についての議論を進めていく。
⑤無料低額診療事業を県立病院で実施すること。また院外薬局でも実施できるよう県が財政支援すること。	無料定額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備の昭和26年当時に導入されたものであるが、その後、国民皆保険制度の成立など公的医療保険制度が整備され、生活保護制度等による医療費減免制度など医療費の経済的な負担軽減制度もあることから、県立病院での実施は考えていない。また、無料低額診療制度は、院外処方も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。
⑥県内で歯科技工士を養成できるよう県が養成学校の運営を担うこと。	歯科技工士の育成・確保は重要であり、引き続き、歯科技工専門学校を運営する東部歯科医師会や歯科医療関係者の御意見を伺いながら、学校再開の是非を含め確保策の検討を進めていることから、現時点において、県が学校運営を担うことは考えていない。
《福祉・障がい者》 ①コロナ特例生活福祉資金の返済猶予期間の延長及び返済免除対象を拡大すること。	生活福祉資金の特例貸付については、返済免除の要件緩和等、生活困窮者の実態に即した必要な制度設計を行うよう国に要望してきている。
②障害者就労支援事業所の物価高騰に対する支援をすること。工賃への支援をすること。	令和4年度9月補正により、国財源を活用して医療・社会福祉・保育施設等に対し物価高騰対策応援金を支給している。現時点で国の更なる支援は見えておらず追加支給は考えていない。また県は、工賃への直接補助ではなく、事業所の生産活動収入が増加するよう、自主事業を展開する事業所の新商品開発への支援等を実施している。引き続き、関係機関と連携しながら工賃3倍計画に基づく各事業所の特性に応じた支援を実施し、工賃向上を目指していく。
《子育て・教育》 ①ひとり親家庭の児童扶養手当を第1子から抜本的に増額すること。	全国知事会から令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望において児童扶養手当の増額等の要望を行ったところであるが、引き続き国に要望していく。
②すべての幼児教育・保育料を無償化すること。	幼児教育・保育料の無償化の対象範囲の拡充について、引き続き国へ要望していく。
③保育所の4・5歳児の保育士配置基準を30：1から20：1に改善すること。	保育士等の配置基準の見直しについて、引き続き国へ要望していく。
④保育の質の確保につながらない保育士資格無資格の子育て支援員制度は終了すること。	子育て支援員は、国の子ども・子育て支援新制度により認められた新しい子育て支援の担い手であり、県内でも多くの子育て支援員が保育所等において保育や子育て支援分野の各事業に従事していることから、制度の終了は考えていない。
⑤学童保育の保育料を、低所得者、ひとり親家庭、多子家庭等の県の減免の仕組みをつくること。	放課後児童クラブの実施主体は市町村であり、その利用料及び減免措置については各市町村又は各クラブにおいて決定されていることから、県として減免の仕組みを作ることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
⑥画一的で競争を持ち込む全国学力学習状況調査、とっとり学力学習状況調査は中止すること。	<p>「全国学力・学習状況調査」は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して教育施策の成果と課題の検証や、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善をねらいとして実施されている。鳥取県としては、学習指導要領に示されている資質・能力を育成するため、全国学力・学習状況調査を活用した授業づくりを推進している。</p> <p>また、「とっとり学力・学習状況調査」は、その結果からわかる児童生徒一人一人の学力の伸びや、非認知能力・学習方略等の教育データをもとに、市町村教育委員会と連携して個に応じた指導・支援を一層充実させていくために実施している。</p> <p>県では、両調査を学力向上のための両輪として活用しており、調査の実施について見直しを行うことは考えていない。</p>
⑦高校生の通学費助成対象と支援額を拡大すること。	<p>高校生通学費助成事業において、市町村が拡充して行う事業の対象に県外から県内高校へ通学する生徒への通学費助成を追加するとともに、県補助率を引き上げること</p> <p>を令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>・高校生通学費助成事業 41,804千円</p>
⑧いじめ、学校での暴力、不登校が増えている。スクールカウンセラーは小中高校・特別支援学校の全校配置とすること。	<p>スクールカウンセラーの配置については、令和4年度は全公立中学校に配置し、校区内の小学校も担当している。また、県立高校及び県立特別支援学校においても全校に配置しており、令和5年度も引き続き同様に配置し対応していく。</p> <p>・不登校児童生徒支援事業 3,239千円</p>
⑨全県下の学校の教室不足を調査し、解消すること。	<p>県立高校については、生徒数の減少に伴い、教室不足は生じていないが、近年入学者数が増加傾向にある一部の特別支援学校について、今後教室が不足する見込みであることから、内部改修工事等により教室数を増やすことで教室不足解消を図る。</p> <p>・特別支援学校環境整備事業 5,451千円</p>
⑩教員不足が起きないように、正規採用を増やし、定数内講師の解消を図ること。	<p>全国的な教員不足の中、一人でも多くの優秀な教員を確保するため、大学説明会や移住説明会等の機会に加えて、SNSや動画配信を活用して鳥取県で教員になる魅力等の情報発信に努めるとともに、令和元年度実施の教員採用試験から、新たに関西会場を設定して、年々実施試験区分を拡大しつつ教員の質・量的確保を行っているところであり、より一層の人材確保・育成に向けて、更なる情報発信強化のための拡充策を検討していく。</p> <p>なお、今後の必要教員数の変動及び年度中途の学級数の変動等への対応など、学校現場の影響等を踏まえ、一定数の定数内講師の配置は、定数管理上必要と考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪学校の特別教室、体育館のエアコン設置、洋式トイレの比率を増やし、避難所対応も十分可能となるようにすること。</p>	<p>特別教室のエアコンについて、県立高校ではエアコンが未設置の芸術系・理科・社会系の全教室と専門教室の一部について、令和5年度より段階的にエアコンを設置する計画である。なお、特別支援学校では、全ての特別教室に整備済である。</p> <p>体育館のエアコンについて、県立高校では校舎等の老朽化改修整備を優先するため、当面整備予定はないが、特別支援学校では、ほぼ全ての学校で整備済である。</p> <p>トイレ洋式化について、県立高校では平成30年度から教室のある棟を中心に計画的に整備を進めており、特別支援学校では令和2年度から整備を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設営繕費 1, 325, 992千円 ・県立学校老朽トイレ洋式化整備事業 5, 282千円
<p>《ジェンダー平等》</p> <p>①所得税法56条を廃止し、妻などの家族従事者の働き分を正当に評価し、必要経費と認められるよう国に求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>②選択的夫婦別姓、LGBT平等法、同性婚の実現を国に求めること。 同性パートナーシップ制度を創設すること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされていることから、国において様々な観点から議論されるものと認識しており、引き続きその動向を注視していく。</p> <p>LGBTについては、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正し、性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止することなどを盛り込んでいる。また、同性婚については、国において検討されるべきものであり、いずれについても実現を国に求めることは考えていない。</p> <p>同性パートナーシップ制度については、制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられる取組を行うとともに、性的マイノリティの人権に関する啓発等に力を入れている。</p>
<p>③刑法犯罪規定について、暴力脅迫要件の撤廃、同意要件の新設、地位関係利用型の犯罪化、公訴時効の廃止、性交同意年齢の引き上げなど、性被害の実態に見合った改正を早急に行うよう求めること。</p>	<p>刑法の性犯罪規定の見直しについては、法務省の法制審議会「刑事法（性犯罪関係）部会」の第10回会議（令和4年10月24日開催）において示された試案をもとに、これまで第13回会議（令和5年1月17日開催）まで議論が重ねられており、今後も審議が継続されることとなっている。</p> <p>県としても、性暴力被害の実態に即した刑法改定を行うよう国に要望しており、今後も審議の状況を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④小中学校、高校のトイレに生理用品を無償配備すること。	県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配布する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るよう努めていることから、一律に県立学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。
《農林漁業》 ①WHO農業協定の廃止やTPPなどの脱退など食料の外国依存を転換し、ミニマムアクセス米の輸入中止、食料自給率の早期50%回復を図り、60%台を目指すよう国に求めること。	WTO協定等の各種国際貿易協定について、国益全体を考えながら国会で議論され承認されたものであり離脱等を求めることは考えていない。 また、ミニマムアクセス米の輸入については、国際公約である協定ルールを遵守しているものであり、中止を求めることは考えていない。 一方、食料自給率については食料・農業基本計画で令和12年度に45%とする目標が定められており、動向を注視していきたい。
②コメ戸別所得補償制度の復活を国に求めること。米価下落時の県独自の支援制度「不足払い制度」を創設すること。	平成16年の米政策改革開始以降、各産地が自らの判断で需要に応じた米生産に取り組んでおり、米に対して助成する仕組みでは、需給環境の改善、米価の回復にはつながらないことから、米の戸別所得補償制度の復活を求める国要望や県独自の「不足払い制度」の創設は考えていない。
③野菜価格安定制度の対象品目をイチゴやブロッコリー等にも拡大し、保証基準単価を生産額に見合う水準に引き上げること。	野菜価格安定対策制度では、野菜の市場販売価格が著しく低落したときに、過去6年間の平均販売価格から割り出した保証基準額との差額を補給金として交付している。産地規模や品目によって決められた補填率に従って価格保証され、適宜、補償基準額の見直しが行われていることから、保証基準額の引き上げを求めることは考えていない。 また、産地の市場出荷が中心であるブロッコリーは「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」の対象となっているが、個人出荷が中心のイチゴ等についてはJAグループ及び市町村の意見を踏まえて必要性を検討する。 ・野菜価格安定対策事業 22,884千円
④収入保険制度は白色申告者にも拡大するなど対象者の限定を止め、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。	収入保険は国の制度であり、県で制度自体の変更等の対応はできない。なお、収入保険制度は農業者の収入の大幅な減少時に補填する制度であり、収入の把握が困難な白色申告者を対象とすることは難しいと思われる。
⑤学校や保育所などの給食に地元農産物を活用する際の補助制度を創設し、地産地消を広げること。	学校給食での更なる県産食材の利用に向けて、市町村など関係者に現場の課題等について聞き取りを行い、必要な支援を検討していく。
⑥農業次世代人材投資事業は、政府が要件を絞ったため頭打ちとなっている。自治体への負担を求めず国が全額負担するよう求めること。新規就農者の研修先に農家を含める、親元就農に対する要件を緩和するなど、改善すること。	就農準備資金・経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業)は、国の令和5年度当初予算の概算決定においても、従来どおり国が全額負担することとされている。 農家が行う新規就農者向けの研修への支援として雇用就農資金が措置されており、親元就農に対する要件も緩和されたところであることから、国に対して更なる要件緩和を求めることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
⑦自伐型林業に対し県が独自支援すること。	<p>令和5年度当初予算案において、自伐型林業にも活用できる支援として、林業技術等を習得するためのOJT研修に要する経費の助成や、林業労働者の技術・技能向上、労働安全衛生環境の整備等に対する助成を検討している。</p> <p>また、全産業の中で最も労働災害発生率が高い林業の労働安全向上のため、国事業と連携して林業事業者等を対象にした労働安全装備・器具の導入及び技能講習受講への支援を緊急的に行うことについても令和5年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県版緑の雇用支援事業 50,932千円 ・森林整備担い手育成総合対策事業 43,835千円 ・林業労働安全緊急対策事業 7,358千円
⑧広葉樹資源の調査を進め、素材生産や流通体制を整備すること。	<p>県内の民有人工林全域を対象に航空レーザー測量を実施し、広葉樹資源を含む森林資源情報の把握を進めている。また、素材生産や流通体制の整備について、路網や林業機械等の整備に係る支援を令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路網整備推進事業 515,282千円 ・低コスト林業機械リース等支援事業 197,715千円
⑨再造林未済地がでないようにし、再造林は適地・適木で進めること。	<p>主伐に関する留意事項などを定めた「主伐と更新伐等に関する手引き」や「流木災害に強い森林づくりガイドライン」等を活用して、林業事業者に対して普及を図っているところであり、あわせて再造林未済地がでないように皆伐再造林に係る支援を令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林事業 496,832千円
⑩森林環境税は、住民税への転嫁ではなく、CO2排出者の企業から徴収するか、あるいは一般会計化によって財源確保を図り、森林環境譲与税の配分は、森林を有する自治体に多く配分されるよう改善を求め、その余剰金は人材育成にもっと活用すること。	<p>森林環境税については、森林の有する公益的機能が、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものであることから、広く個人住民税均等割りの仕組みにより徴収されるものと認識しているが、その制度については今後、国において検討されるものと承知しており、国における議論等を注視していきたい。</p> <p>また、森林環境譲与税の自治体に対する配分については、森林機能の保全・維持・向上の観点から、森林面積の大きい自治体により配慮した配分となるよう検討することを国に対して要望している。</p> <p>森林環境譲与税の用途については、県においては人材育成や市町村における森林整備の支援など有効に活用できるよう、引き続き令和5年度当初予算案において検討している。市町村に対しては人材育成を含めた全国における活用状況・事例についての情報提供や助言等を行っている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《生活環境・災害対策・交通》</p> <p>①環境管理事業センターによる公共関与の淀江産廃処分場計画は白紙撤回すること。</p>	<p>産業廃棄物管理型最終処分場は、必要不可欠な基礎的インフラであると考えており、環境管理事業センターの処分場設置に係る許可申請等に要する経費について、県議会（令和4年9月定例会）で補正予算を認めていただいたところであり、県としては、センター事業の円滑な運営のために支援していく。</p> <p>県としては、最終的に処分場の安全が図られることが一番重要と考えており、今後、廃棄物処理法の許可申請書が提出されれば、厳格に審査を行う。</p>
<p>②鳥取県上下水道広域化・共同化計画は撤回すること。上下水道事業への国・県の財政支援を明確にし、持続可能な上下水道事業となるようにすること。</p>	<p>今年度策定する上下水道広域化・共同化計画は、国の要請に応じ、事業の持続可能性向上のための方策の一つとして、今後検討していく広域化・共同化の取組をとりまとめたものであり、広域化を決定するものではない。策定に当たっては、市町村と協働し、その意向を尊重しながら検討してきたところであり、計画を撤回する考えはない。</p> <p>なお、下水道においては、広域化・共同化計画を策定することが、施設の更新や耐震化などに活用できる社会資本整備総合交付金の令和5年度以降の交付要件とされている。</p> <p>また、地方公営企業法が適用される上下水道事業については、必要経費を料金収入で賄う独立採算制が原則であり、市町村に対する県としての財政支援は考えておらず、また、国に対して要望していくことも考えていない。県としては、今後も引き続き、市町村の上下水道事業の持続可能性を向上させるため、中長期の視点に立った市町村による経営改善の取組を支援して参りたい。</p>
<p>③常備消防職員が増員できるよう県が人件費を支援すること。</p>	<p>常備消防は市町村の事務である。本県では各広域行政管理組合・広域連合において、地域の実情に応じて必要な職員数を配置されている。必要な人件費は、構成団体である各市町村において負担すべきものであり、県が人件費を支援することは考えていない。</p>
<p>④高齢者、特に免許返納後高齢者の交通手段確保のため、JR・バス・タクシーなどあらゆる公共交通で使える「シルバーパス券」を発行すること。</p>	<p>高齢者や免許返納者に対しては、バス事業者が高齢者向けの優遇チケットの発行（グラント70など）や、タクシー事業者が免許返納者への1割補助などを行っている。</p> <p>また、市町村で、一定要件のもと、バスやタクシーなどの助成支援がされており、県では、市町村内を運行するバス等の支援により間接的な支援を行っているとともに、市町村のタクシー助成に対する補助も行っている。さらには、JR、3セク鉄道、バスなどを共通で乗車できる共通パスなど、交通手段を統合するMa a Sによる地域交通のサービス化により、自家用車に過度に頼らずともお出かけできる環境の構築を目指す事業について、令和5年度当初予算案において検討している。</p> <p>・鳥取型Ma a Sによる地域交通サービス化推進事業 47,901千円</p>
<p>⑤「南北線」計画は廃止すること。</p>	<p>山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）は、県東部のミッシングリンクを解消し、人流・物流の速達性や定時性の向上を図るとともに、周辺道路の渋滞緩和や緊急搬送時間の短縮等、多様な効果を生む公益性の高い道路であり、引き続き国に早期事業化を働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《国葬・統一協会問題》 ①知事の安倍元総理の国葬参加費を返還すること。</p>	<p>政府が主催する公の行事への出席依頼があったので、地方公共団体の長の公務として出席したものであり、その費用は公費で支払われるべきものである。</p>
<p>②「被害者救済法」が実効性あるものとなるよう求めること。弁護士も含めた被害者相談体制を強化すること。</p>	<p>法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行に当たっては、衆議院及び参議院の附帯決議において、「同法の実効性を確保するために必要な相談体制の整備、支援措置、十分な周知及び国会審議において実効性に課題が示された点について検討するなど必要な措置を講ずること」とされている。まずはこの附帯決議に基づき、国によって必要な措置が講じられるものと考えている。</p> <p>なお、政府は靈感商法等対応ダイヤルを法テラスに設置し、旧統一教会やそれ以外の団体に関する金銭トラブルや生活困窮の相談対応を行っている。本県においても、消費生活センターや法テラス、弁護士無料相談会などの関係機関が連携しながら、被害者の相談や救済に対応している。</p>
<p>③県行政などに統一協会とその関連団体に関与しないよう、チェック体制やルールを確立すること。</p>	<p>今後は、社会的に問題が指摘されている団体かどうかを十分に確認した上で、県の各種制度を運用することにしていく。</p>
<p>④統一協会の解散命令を求めること。</p>	<p>宗教法人の解散命令の請求については、報告徴収・質問権を行使し、宗教法人法に定められている要件に合致するか検討の上、所轄庁である文部科学大臣において判断されるべきものである。</p>

市谷議員 要望項目一覧

令和5年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等										
<p>【各種団体関係】 《鳥取県精神障害者家族会連合会関連》 ①「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」において、精神障がい者や関係団体から出た意見が、どのように取り入れられるのか提示すること。</p>	<p>条例の制定にあたり、精神障がい者の関係団体からいただいた御意見については、条例の目的や基本理念に反映させた。</p> <table border="1" data-bbox="1039 427 2107 1476"> <tr> <td data-bbox="1039 427 1570 499">精神障害者家族会連合会からの意見（概要）</td> <td data-bbox="1570 427 2107 499">鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（抜粋）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 499 1570 676"> <ul style="list-style-type: none"> ・会員家庭の実情 本人と同等に家族が地域で孤立している。 </td> <td data-bbox="1570 499 2107 676"> （目的） 第1条 この条例は、（略）援助を行う者及び援助を受ける者の<u>孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 676 1570 1385"> <ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱え、孤立を深める家庭が増えている。地域みんなで支える社会風土が必要。 </td> <td data-bbox="1570 676 2107 1385"> （前文） （略）県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、<u>全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。</u> （基本理念） 第3条 略 2 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、<u>特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。</u> （普及啓発） 第12条 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、<u>必要な普及啓発活動を行うものとする。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 1385 1570 1476"> <ul style="list-style-type: none"> ・なんらかの問題、障がい等を回復して社会復帰に際しての地域における包括的なケアの環境整備が求められている。 </td> <td data-bbox="1570 1385 2107 1476"> 別表（第10条関係） <table border="1" data-bbox="1608 1417 2078 1457"> <tr> <td data-bbox="1608 1417 1787 1457">区分</td> <td data-bbox="1787 1417 2078 1457">施策の主な内容</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	精神障害者家族会連合会からの意見（概要）	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> ・会員家庭の実情 本人と同等に家族が地域で孤立している。 	（目的） 第1条 この条例は、（略）援助を行う者及び援助を受ける者の <u>孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱え、孤立を深める家庭が増えている。地域みんなで支える社会風土が必要。 	（前文） （略）県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、 <u>全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。</u> （基本理念） 第3条 略 2 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、 <u>特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。</u> （普及啓発） 第12条 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、 <u>必要な普及啓発活動を行うものとする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・なんらかの問題、障がい等を回復して社会復帰に際しての地域における包括的なケアの環境整備が求められている。 	別表（第10条関係） <table border="1" data-bbox="1608 1417 2078 1457"> <tr> <td data-bbox="1608 1417 1787 1457">区分</td> <td data-bbox="1787 1417 2078 1457">施策の主な内容</td> </tr> </table>	区分	施策の主な内容
精神障害者家族会連合会からの意見（概要）	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（抜粋）										
<ul style="list-style-type: none"> ・会員家庭の実情 本人と同等に家族が地域で孤立している。 	（目的） 第1条 この条例は、（略）援助を行う者及び援助を受ける者の <u>孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。</u>										
<ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱え、孤立を深める家庭が増えている。地域みんなで支える社会風土が必要。 	（前文） （略）県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、 <u>全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。</u> （基本理念） 第3条 略 2 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、 <u>特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。</u> （普及啓発） 第12条 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、 <u>必要な普及啓発活動を行うものとする。</u>										
<ul style="list-style-type: none"> ・なんらかの問題、障がい等を回復して社会復帰に際しての地域における包括的なケアの環境整備が求められている。 	別表（第10条関係） <table border="1" data-bbox="1608 1417 2078 1457"> <tr> <td data-bbox="1608 1417 1787 1457">区分</td> <td data-bbox="1787 1417 2078 1457">施策の主な内容</td> </tr> </table>	区分	施策の主な内容								
区分	施策の主な内容										

要望項目	左に対する対応方針等			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1579 201 1783 320">特定援助者等に対する一般的施策</td> <td data-bbox="1783 201 2114 320">6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。</td> </tr> </table> <p>・目標を設定して「PDCAを回す」。実情、成果、課題を組織全体が把握することが大切。</p> <p>(孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会) 第14条 県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 2～7 略</p>	特定援助者等に対する一般的施策	6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。
特定援助者等に対する一般的施策	6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。			
<p>②精神障がい者の年金等の更新の際に必要な診断書の取得費用について、何らかの形で助成すること。(精神障がいの場合、他の障がいに比べて、障害年金等の更新頻度が高く、更新時に必要な診断書取得費用の負担が重くなっている。また運転免許更新時に必要な診断書も、場合によっては一度の更新に数回診断書の取得が必要となることもある。)</p>	<p>障害年金等の更新の際に必要な診断書等の必要書類は国が定めており、障がいの状態の判定等に必要なものであるが、その取得費用に対する県の助成については、今後、関係団体等に意見を伺いながら検討していきたい。</p>			
<p>③日常生活自立支援事業の利用料の負担軽減を講じること。(障がいの状況が重く、調子が悪い人ほど利用回数が多くなり、結果、利用料負担が重くなっている。そうした方は、仕事での収入も少なく、より負担が重い。)</p>	<p>日常生活自立支援事業は、実施主体である鳥取県社会福祉協議会が利用料を設定の上、19市町村社会福祉協議会に委託して事業運営している(生活保護受給者は利用料無料)。国庫補助金を財源としているため、今後も財源を確保していくとともに、実施主体と利用料について話し合っていく。</p>			

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④「精神障がい者に対応した包括支援システム」構築として、①県西部をモデル圏域とした体制づくり、②圏域ごとの協議の場の設定、③障がい者が求めている支援体制、④平成30年「ひきこもり実態調査」後の施策展開、以上の到達状況を提示すること。</p>	<p>①西部圏域をモデル圏域とし、地域支援者（市町村、相談支援事業所等）による病院訪問や入院者と地域住民との交流会の開催等を通じて、入院中の精神障がい者の退院を促進するほか、地域移行・地域定着を支援するピアサポーターを養成するなど、国のアドバイザー等から助言を仰ぎながら、精神障がい者を地域で支える体制づくりを進めてきた。さらに、令和3年1月からは、西部圏域において基幹的な役割を果たす精神科病院を中心とした多職種・多機関連携による支援体制を構築し、入院中の精神障がい者に対して、地域での医療支援や住宅確保支援など必要な支援を包括的に提供し、地域生活への移行を促進する取組を実施している。この事業により現在までに、事業開始時に精神科病院に入院中であった6名のうち4名が退院しグループホームでの生活に移行、そのうち1名が地域生活に移行するなどの成果があった。</p> <p>②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築のための協議の場については、同ケアシステム構築推進のため、地域の保健・医療・福祉関係者が課題の共有や取組の推進を図るため、圏域ごとに設けられているものであり、同ケアシステムによる支援体制は、入院中の精神障がい者だけでなく、在宅で通院中や医療機関にまだつながっていない方々も含む様々な状態に置かれた方々を対象としている。この協議の場には、精神科病院のソーシャルワーカーや障がい者相談支援事業所の相談支援専門員等、精神障がいの当事者や御家族に寄り添う支援を実践されている専門職が参加した。今後も、様々な状況にある当事者の意見等を踏まえた議論が行われるよう取り組んでいく。</p> <p>③24時間の相談体制、救急時の対応等について、市町村は障害者総合支援法の規定に基づき、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点を設置する責務を負っている。令和4年12月1日現在、県内18市町村で地域生活支援拠点を設置済みであり、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を行っている。</p> <p>また、別途、県と県内各精神科病院等との連携により、精神科救急医療体制も整備し、精神障がいの当事者やその御家族が安心して地域生活を送ることができるための環境を整えていく。</p> <p>④ひきこもりの実態についての完全把握は非常に困難であることから、本県では平成30年度以降に実態調査は実施していないが、ひきこもりに関する相談件数は年々増加している状況である。</p> <p>8050問題など問題を複雑困難化させないためには、ひきこもりの状態にある方やその御家族に対し、できる限り早期にきめ細かな支援を行うことが重要であることから、本県では「とっとりひきこもり生活支援センター」を設置して、精神保健福祉センターや保健所、市町村等の関係機関と連携しながら、相談支援や職場体験事業などを実施している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤障がい者雇用について、①障がい者就労・生活支援センターの支援内容と今後の方針、②ジョブコーチの人員配置状況と今後の配置目標、③障がい者雇用アドバイザー及び就労定着支援員の増員と研修の充実、④県として雇用している障がい別の人員、以上について提示すること。</p>	<p>①障害者就業・生活支援センターに、職場開拓支援員各1名、職場定着支援員各1名等を配置し、職場開拓、見学・面接への同行、職場実習のあっせん等を行っている。令和3年度精神障がい者に対し、職業準備訓練及び職場実習のあっせんを156件行い138件の就職につながり、就職後の職場訪問による定着支援を971件実施した。</p> <p>②ジョブコーチは、12名が訪問型の支援を行っており、令和3年度精神障がい者50名に対し支援を行った。引き続きジョブコーチ養成研修を県内開催し、支援体制の充実を図っていく。</p> <p>③県庁に障がい者雇用アドバイザー1名、障害者就業・生活支援センターに職場定着支援員を各1名配置し、障がい者雇用の促進及び職場定着を働きかけており、今後も同様の体制が維持されるよう努める。支援員等は、就業支援基礎研修、障がい分野別基礎研修等の研修を受講しており、必要に応じ研修の充実を図っていく。</p> <p>・障がい者就労・職場定着支援強化事業 73,505千円</p> <p>④県の障がい者雇用状況については「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年、6月1日時点の雇用状況を労働局へ報告するとともに、県のHPでその内容を公表しています。</p> <p>https://www.pref.tottori.lg.jp/307173.htm</p> <p>なお、公表にあたり、「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引（厚生労働省職業安定局）」に基づき、障がい者の種類・程度の区分ごとの数字が1桁等で、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認されるおそれがある項目は非公表としています。</p>
<p>⑥精神障がいへの正しい理解などの啓発並びに教育を推進するため、「県家連」の若者向け啓発活動（啓発リーフレット発行）を県内の小中学校へも広めるために、県・市町村の事業として実施すること。また地域における啓発運動を積極的に実施すること。</p>	<p>毎年度「心の健康フォーラム」（精神保健福祉センター主催）の実施、鳥取県精神障害者家族会連合会への補助事業による精神障がいに関する普及啓発活動に取り組んでおり、今後も、市町村や教育関係者等との連携を図りながら、精神障がいや精神障がい者への理解を促進するための普及啓発に取り組んでいく。</p>
<p>⑦「県家連」が行っている交通事業者への要望について、行政の責任として力強く支援要請すること。</p>	<p>精神障がい者等についても身体・知的障がい者と同等の運賃割引の対象とするよう、県としてバスや鉄道などの交通事業者に対して理解と協力を求めているところであり、今後も継続して働きかけを行っていく。</p>
<p>⑧鳥取県特別医療費助成制度は、精神障害者保健福祉手帳2級所持者まで拡大すること。</p>	<p>障害者総合支援法等において、地域の障がい者に対する障がい福祉の実施主体は市町村にあるが、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、医療機関にかかる頻度が多いことなどから重点的に支援する必要がある、県と市町村が協働して支援を行っている。</p> <p>精神疾患の治療については、手帳の等級に関わらず精神心患通院者に対する医療費軽減を行う自立支援医療制度（精神通院医療）や、各市町村において独自に実施している医療費助成制度もあることから、県の特別医療費助成制度の対象を広げることは考えていないが、制度の在り方について引き続き検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑨自動車税助成制度の適用について、早急な精神障がい者の現況把握と制度適用拡大を図ること。</p>	<p>税の減免を行うにあたっては、減免対象ではない他の納税者との公平や均衡を十分に考慮する必要があり、自動車税の障がい者に対する減免制度では、真に移動手段として自動車が必要不可欠なものに限り自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免をしている。</p> <p>これらのことから、精神障がい者への自動車税の減免は、精神障害者福祉保健手帳1級に限定しており、制度の適用拡大は考えていない。</p>
<p>⑩県立中央病院の精神科の入院体制を整備すること。 ⑪県立厚生病院の精神科外来の開設と常勤医師の配置、入院体制を整備すること。</p>	<p>精神科の入院施設については、本県では県立病院に代わって精神科医療を行う精神科病院を指定病院として指定していることに加え、県内には入院施設を持つ国の医療機関もあることから、整備は考えていない。</p> <p>厚生病院では、常勤の精神科医1名により週2日の院内紹介患者を対象とした外来診療を行っている。引き続き地域保健医療計画の役割の中で、医療提供や医師確保に努めていく。</p>
<p>⑫県立病院での精神科医師の人材確保等の精神科医療充実に向けて昨年の成果と進捗状況を提示すること。</p>	<p>精神科医療の充実に向けては、平成25年から県の医師確保奨学金制度の中で、医師の確保が特に必要な診療科の一つに精神科を位置付け、奨学金の返還免除要件の優遇により精神科医の確保に取り組んでおり、現在、8名の精神科医が県内医療機関で従事している（令和5年から更に3名の医師が精神科を専攻予定）。</p> <p>また、県立病院においても、病院幹部職員が鳥取大学医学部を訪問し、精神科医の派遣について重ねて要望を行った。</p>
<p>《鳥取県身体障害者福祉協会関連》 ①障害者差別解消法、あいサポート条例では、障がい者が地域の中で安心して生活できる暮らしやすい社会をつくろうと目標が掲げられ、民間事業者や県民の役割が定められているものの、未だ障がい者の正しい理解が十分に浸透しているとは言い難い状況である。法律等をより実効性あるものにするため、民間事業者や県民が、障がいの特性や障がい者を正しく理解する施策に積極的に取り組むこと。</p>	<p>障害者差別解消法やあいサポート条例を実効性のあるものとするため、「あいサポート運動」を民間事業者や県民に更に拡げていくこととし、障がい当事者による障がい者理解公開講座やあいサポート研修等を通じて、障がいの特性などを理解し、障がいのある方が困っているときにちょっとした手助けの実践がされていくよう、啓発活動など幅広く展開していく。</p> <p>・あいサポート推進事業（障がい者への理解促進公開講座） 900千円</p>
<p>②障害者差別解消法の一部改正により、事業者への合理的配慮の提供が義務づけられたところであるが、法律自体が十分に浸透していない。テレビCMだけでなく、新聞やラジオなど多様な手段で制度の周知を図り、事業者の社会的障壁の除去に積極的に取り組むこと。</p>	<p>民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に一層取り組んでいくため、あいサポート企業拡大推進員を配置し、あいサポート企業・団体の拡大を推進するとともに、民間事業者の合理的配慮提供の環境づくりの支援（研修の実施や備品購入等）を令和5年度当初予算案において検討している。</p> <p>・ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業 12,964千円 （障害者差別解消法一部改正への対応促進）</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県PTA協議会関連》</p> <p>①自主的・主体的なPTA活動のために情報交換の方法を模索する「調査研究・研修事業」の予算を継続・充実すること。（新一年生の保護者向けに作成した「PTAと一緒に活動しませんか！！」チラシを印刷し、学校説明会などで配布する。）</p> <p>②鳥取県PTA協議会広報誌を年2回発行する「機関紙発行事業」の予算を継続・充実すること。</p> <p>③「鳥取県PTA研究大会」の予算を継続・充実すること。</p> <p>④鳥取県PTA協議会が事務室として使用している県民ふれあい会館の「社会教育団体交流室使用助成事業」を継続すること。</p> <p>⑤「PTA指導者支援事業」（PTA役員研修会、研究大会への派遣）の予算を継続・充実すること。</p>	<p>鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえて毎年度助成を行っており、引き続き支援を行う。</p> <p>・社会教育関係団体による地域づくり支援事業（鳥取県PTA協議会） 878千円</p>
<p>⑥学校の小修繕等の費用をPTAから拠出している場合があるため、学校の修繕費を増額・充実すること。</p>	<p>市町村立学校の施設の修繕・老朽化対策については、比較的規模の大きな修繕について、既存の国庫補助事業の活用に加えて、実質地方負担が大幅に引き下げとなる国補正予算による事業執行の積極的な活用を呼びかけるとともに、補助単価及び補助率の嵩上げについて、引き続き国に要望し、市町村の学校施設の修繕に係る財源確保を支援する。</p>
<p>⑦中学校部活動の地域移行は、送迎や費用の点で保護者負担が重く、また選択肢も少ない。行政が運営に責任をもつ形で、小中学校のコミュニティの範囲で地域スポーツクラブの設置を検討すること。</p>	<p>中学校部活動の地域移行に関しては各市町村において可能な種目や時期など検討されているところであり、例えば総合型地域スポーツクラブ等も受皿となりうる。県では、県スポーツ協会へのクラブアドバイザー配置支援等を通じ総合型地域スポーツクラブの設置・育成支援等を行っており、引き続き市町村や地域のニーズに応じていく。</p>
<p>《鳥取県農業会議関連》</p> <p>①「農業委員会活動強化対策事業」予算を継続すること。</p>	<p>農業委員会活動を強化するため、農業委員や職員の研修、活動の支援を令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>・農地利用適正化総合推進事業（農業委員会活動強化対策事業） 8,674千円</p>
<p>②「農業会議運営・活動費」予算を継続すること。</p>	<p>農業会議の運営に要する経費への継続支援を令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>・農地利用適正化総合推進事業（農業会議運営事業） 13,171千円</p>
<p>③「機構集積支援事業」予算を継続すること。</p>	<p>担い手への農地集積・集約化に係る農業委員会の活動等に要する経費の継続支援を令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>・農地利用適正化総合推進事業（機構集積支援事業） 13,130千円</p>
<p>《鳥取県森林組合連合会関連》</p> <p>①植栽から保育（下刈り・除伐・間伐）等を支援する森林整備（造林）事業予算を十分に確保すること。</p>	<p>森林の整備について、令和5年度当初予算案において検討するとともに、必要な予算確保について国へ要望する。</p> <p>・造林事業 496,832千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②花粉発生源であるスギ・ヒノキの人工林の主伐と跡地に少花粉スギやコウヨウザン（コンテナ苗木）などの植栽（再造林）を支援する花粉発生源対策（農山漁村地域整備交付金）予算を十分確保すること。また、現行制度では主伐経費（県補助率72%）と再造林経費（県補助率90%）を支援する内容となっているが、主伐経費についても再造林経費と同様に90%の補助率支援をすること。</p>	<p>皆伐再造林を進める上で、国の「花粉発生源対策促進事業」は重要であると考えており、必要な予算確保について引き続き国に要望する。また、再造林に係る主伐経費の補助については、花粉発生源対策についても高率補助となるよう、令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林事業 496,832千円 （うち農山漁村地域整備交付金 70,028千円） ・豊かな森づくり協働事業 172,497千円
<p>③令和4年度のモデル事業として実施している、林地残材の有効活用（バイオマス燃料等）を再造林の効率化・低コスト化等を図るための「循環型林業推進モデル事業」について、今後とも積極的に主伐・再造林を推進していく上で重要な事業であることから、制度化し予算を充実すること。</p>	<p>「循環型林業推進モデル事業」については恒常的な制度となるよう、令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな森づくり協働事業 172,497千円
<p>④令和4年度のモデル事業として実施している、防鹿柵の点検・維持管理等の負担軽減を図るための「シカ対策省力化モデル事業」については、今後とも積極的に主伐・再造林を推進していく上で重要な事業であることから、制度化し予算を拡充すること。</p>	<p>「シカ対策省力化支援事業」については恒常的な制度となるよう、令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな森づくり協働事業 172,497千円
<p>⑤間伐の促進や木材の安定供給、頻発・激甚化する豪雨災害等による流木被害防止の観点から間伐材の搬出は必要不可欠であり、「間伐材搬出等支援事業」を継続・充実すること。</p>	<p>間伐材搬出等事業について、令和5年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材搬出等事業 311,316千円
<p>⑥昨年からのウッドショックやウクライナ侵攻、円安・ドル高をきっかけに、海外情勢や為替相場に影響を受けにくい国産材への切り替えを進める動きが強まっている。一方、国内林業の労働力不足などから国産材の安定供給に課題もあり、需給のミスマッチをなくし、効率的なサプライチェーンを構築することが重要となっている。そのため、川上・川中・川下の各関係者が集結し「鳥取県産材サプライチェーン推進フォーラム」を設置し、需給情報の共有化による県産材需給のマッチングに向けて取り組んでおり、その中で実施している、リアルタイムに閲覧可能となる全国初の木材需給情報データベース「鳥取県産材サプライチェーンシステム」の開発・運用に対し支援すること。</p>	<p>木材流通のデジタル化に係るシステム構築に取り組む、鳥取県サプライチェーンマネジメント推進フォーラムの活動に対し、令和5年度国事業の活用と併せた支援について、検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦「日本伐木チャンピオンシップ i n 鳥取」は、林業技術・安全作業意識の向上、新しい林業の魅力の発信による新規就業者数の拡大等を目的に、2年に一度、実行委員会を設置し、全国大会として開催している。令和5年度は、第3回を大山榎原駐車場を会場に10月下旬に開催する予定である。今回から若い新規参入者の確保を目的に新たに林業大学校・林業高校の学生・生徒を対象にした「アカデミー・ジュニアクラス」を追加する予定である。「第3回日本伐木チャンピオンシップ i n 鳥取」が円滑かつ盛会に開催できるよう、開催・運営経費等を支援すること。</p>	<p>令和5年度当初予算案において検討するとともに、実行委員会の円滑な運営に協力していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来の林業を担う即戦力人材確保育成事業（日本伐木チャンピオンシップ i n 鳥取の開催） 5, 740千円 ・未来の林業を担う即戦力人材確保育成事業（現地研修会の開催） 3, 436千円
<p>《鳥取県社会福祉協議会関連》</p> <p>①地域共生社会の実現に向けて、市町村における重層的支援体制整備事業をはじめ、包括的相談支援や地域づくりの取り組みが一体的に進められるよう、県として人材育成はもとより、各市町村に対してより効果的な支援となるよう、県の庁内連携を一層図るとともに、「包括的支援体制整備推進チーム」の活動強化や市町村に対し積極的に働きかけをすること。</p>	<p>「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の推進に当たり、あらゆる県民が地域社会とつながり、相互に支え合う社会としていくため、特に住民に身近な市町村の役割が重要であることから、町村が実施する課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問調査等の支援、包括的支援体制の整備・充実に係る現場での実践的な助言や人材育成のほか、当該体制の整備に要する経費支援を令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>また、孤独・孤立に悩む方を始めあらゆる県民の課題解決の入口として、相談を受け止め、相談内容に応じて専門の相談窓口や医療・介護・福祉等の支援機関等へのつなぎ等を行う相談窓口事業の実施などについても同様に検討している。</p> <p>併せて、「鳥取県庁孤独・孤立対策プロジェクトチーム」により、庁内の更なる連携に取り組むとともに、包括的支援体制整備に係る助言等を行う包括的支援体制整備推進員や推進チームの活用について市町村に周知するなど、今後も市町村が包括的な支援体制を整備、充実していけるよう、引き続き市町村のニーズや課題に応じた支援を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村包括的福祉支援体制整備推進事業 8, 226千円 ・孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業 31, 750千円 ・孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業 20, 934千円
<p>②介護人材の確保のため、未経験の方も含め多様な人材が福祉現場に入れるよう、「介護助手導入支援事業」、「介護の入門的研修事業」を継続・拡充すること。</p>	<p>多様な介護人材の確保・育成・定着に向けて、介護助手導入支援事業や「介護の入門的研修」について、令和5年度当初予算案で継続・拡充を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業 21, 698千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③将来の福祉人材の確保のため、学生に向けて福祉職を知ってもらい、魅力を感じる機会を設けるため、「福祉の進路選択説明会（学生のための福祉の職場見学ツアー）」、「高校生に対する進路意識調査」、「介護・保育の魅力発信」、「介護・保育職員による出前講座」、「福祉の仕事の進路指導者への説明会」、「養成施設等との連絡会」、「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「保育士修学資金等貸付事業」、これら各事業の予算を措置すること。</p>	<p>学生に介護の魅力を知ってもらい介護の仕事への理解促進を図る「介護の魅力発信事業」、「介護福祉士修学資金等貸付事業」について、引き続き令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>また、保育人材の確保等に向けて、保育の魅力発信や出前講座、修学資金貸付事業等に取り組んできているところであり、引き続き令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業 21,698千円 ・保育人材確保・魅力発信強化事業 23,062千円
<p>④福祉職場における離職防止を図るため、職場環境改善事業（メンタルヘルス等研修会）を実施する予算を措置すること。</p>	<p>労働環境を整えて従事者の働きやすい職場づくりを推進し、人材の確保・定着を図るため、引き続き支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業（職場環境改善研修事業費） 1,392千円
<p>⑤介護職、保育職の就職・再就職を寄り添い型で手厚く支援するため、就職支援コーディネーターを配置（介護2名、保育1名）する予算を継続すること。</p>	<p>求職者と事業所とのきめ細やかなマッチングを行う介護分野専属の就職支援コーディネーターの継続配置、保育士・保育所支援センターへの保育の就職支援コーディネーターの継続配置について、令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業 21,698千円 ・保育人材確保・魅力発信強化事業 23,062千円
<p>⑥潜在保育士や保育士を新たに目指す者への就職支援等を行う「保育士・保育所支援コーディネーター」を県から受託して関連事業を実施しているが、新たに「新人保育士研修」事業も加え、関連予算を確保すること。</p>	<p>保育人材の確保と定着のため、離職防止は重要な課題であることから、保育士・保育所支援センターの既存事業に加え、新人保育士研修の実施について、令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育人材確保・魅力発信強化事業 23,062千円
<p>⑦保育人材確保に係る現状やニーズを把握するため、県において保育所等の実態調査を実施すること。（平成30年2月の前回実態調査から5年以上経過し、保育を取り巻く環境や状況が大きく変化している。）</p>	<p>保育人材確保に関する実態調査について、令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育人材確保・魅力発信強化事業 23,062千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑧令和3年4月に全国に先駆けて「鳥取県災害福祉支援センター」を県社協内に常設し、災害ケースマネジメントの普及啓発や災害派遣福祉チーム(DWAT)の組成と研修に取り組むとともに、令和4年度には、災害ボランティア活動の強化にも取り組んでいる。災害ケースマネジメントは、「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」が設立され、今後は手引きの作成などにより市町村への普及を一層進め、県においても防災と福祉の一層の連携強化が望まれる。また、DWATは要綱改正や法人等の協力を得て有資格者への働きかけを行い、登録者の大幅拡大を図り、研修の拡充や市町村が行う避難所開設運営訓練と合同で活動訓練を行うなど、スキルアップを図っており、今後も体制構築が必要である。さらに、災害ボランティア活動は、多くの市町村社協が災害ボランティアセンター設置・運営に不安を抱える中、市町村社協が市町村行政と予め費用負担や役割分担などを定めた協定を締結できるよう支援するとともに、運営者研修や関係機関との連携強化を進めており、今後は災害ボランティアセンターの運営に積極的にICTを導入することも重要である。鳥取県災害福祉支援センターのこうした取り組みを継続し、今後の課題にも対応できるよう、予算を確保すること。</p>	<p>災害ケースマネジメントの普及や災害派遣福祉チーム(DWAT)、災害ボランティアセンターの体制づくり等、災害時における福祉支援に係る取組を推進するため、鳥取県災害福祉支援センターの果たす役割は重要と認識しており、引き続き、同センターの取組推進に必要な予算について確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における福祉支援機能強化事業 24,373千円 ・鳥取県災害ケースマネジメント実施体制整備事業 12,696千円
<p>《鳥取県民生児童委員協議会関連》</p> <p>①全国民生委員児童委員連合会が、毎年5月12日～18日を民生委員・児童委員活動強化週間とし、PR活動を行い、一定の周知を行っているが、未だその存在を知らず、だれにも相談できずに一人で悩んでいる方がいる。この活動強化週間中に、SNSや新聞、県政だより、HPなど様々な媒体で、多様な世代の県民への周知・広報を積極的に行うこと。また広報活動は継続的に行うこと。</p>	<p>民生委員制度や活動について広く県民に理解していただくため、SNSや新聞、県政だより等の各種媒体を用いた周知・広報を毎年継続的に行っていく。</p>
<p>《鳥取県老人クラブ連合会関連》</p> <p>①『「とっとり方式認知症予防プログラム」普及促進事業』及び「ICT活用支援事業」は、新型コロナの影響による高齢者の閉じこもりやフレイル予防、脳の活性化、次世代育成支援、地域のつながり再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、生涯現役社会の実現にもつながる極めて重要な活動であるため、継続実施すること。</p>	<p>新型コロナ禍において、高齢者の外出自粛による地域の繋がり減少や運動不足などが懸念されている。身近な場所での小規模での集合型「とっとり方式認知症予防プログラム」教室立上支援に加え、ICTを活用したハイブリッド型の教室立上を支援するなど、地域の中でコミュニケーションを取りつつ認知症の予防に取り組めるよう支援することについて、引き続き令和5年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルを活用した認知症予防啓発事業（鳥取県老人クラブ連合会委託料） 3,315千円

要望項目	左に対する対応方針等
②ねんりんピック鳥取大会「地域文化伝承館」の開催準備に必要な予算確保と支援をすること。	<p>ねんりんピックはばたけ鳥取2024「地域文化伝承館」については、鳥取県老人クラブ連合会が実施主体となって運営して頂くこととしており、その企画、準備を着実に進めるよう、令和5年度当初予算案での支援を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第36回全国健康福祉祭（ねんりんピック）鳥取大会開催準備事業（地域文化伝承館開館準備補助） 5,302千円
③単位老人クラブに対する補助金の基準（30人）に満たないクラブへの柔軟な対応を継続し、県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会への補助金確保を継続すること。	<p>単位老人クラブは地域における訪問・声かけ、清掃・支え合い活動など、地域を支える担い手として活躍されており、県老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会は老人クラブのサポート・支援や人材育成、健康づくり、地域支え合い活動などに尽力されている。県としては単位老人クラブ、県老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会活動がより一層促進されるよう補助を継続していく。</p> <p>当補助金制度における単位老人クラブの規模の基準は、「老人クラブ等事業運営要綱（厚生労働省老健局長通知）」によって、「おおむね30人以上」とされているが、地理的条件など特別な事情がある場合は基準が緩和されることに基づき、各市町村の方で判断されているところである。県としては、同基準を大幅に逸脱しない限り、引き続き弾力的に運用していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（いきいき高齢者クラブ活動支援補助金） 35,419千円
<p>《鳥取県手をつなぐ育成会関連》</p> <p>①親が健在の時から将来の生活設計や社会資源の整備を行い、いざという時にも地域の中で安心して暮らしていただけるための「鳥取県親亡き後の安心サポート体制構築事業」は、「安心サポートファイル」の普及のため、普及員の養成やコーディネーターを設置し、令和3年度には、「障がい者安心サポート体制検討委員会」に普及員等が参画し体制を強化してきた。今後、他の障がい者団体、特別支援学校、小グループなどに普及・活用を図る必要がある。また、「地域生活支援拠点」整備に伴い、この機能の利用時には本人に対する正確な情報を伝達し、理解する必要がある。今後とも、安心サポートファイル普及の取り組み（コーディネーター設置、普及拡大推進費）や、安心サポート体制の整備検討（体制整備検討委員会の設置など）の予算を確保し、体制構築を支援すること。</p>	<p>親亡き後の安心サポート体制構築事業に必要な経費について、令和5年度当初予算案での対応を検討している。</p> <p>なお、令和5年度は、育成会以外の知的障がい者や、他の障がい種別団体への普及を図るため、安心サポートファイル説明会の実施回数の増加に加え、説明会対象者の拡大を行うことで、障がい者全体として親亡き後のサポート体制の更なる充実に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3,511千円
②鳥取県手をつなぐ育成会事業の、「知的障がい者レクレーション開催」、「知的障がい者本人大会開催」、「鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催」、「手をつなぐ育成会県大会実施」、「保護者研修会・地区研修会実施」、「広報誌の発行」に、引き続き財政支援をすること。	<p>鳥取県手をつなぐ育成会事業に必要な経費について、令和5年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者社会参加促進事業 3,800千円 ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業） 560千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③新型コロナの感染拡大も相まって、災害時の避難所の確保はより難しくなっている。知的障がい児・者のなかには、移動行動・集団行動ができない方、閉鎖空間等が苦手な方が多く、通常の避難所で地域住民と一緒に過ごすことが困難な場合があり、本人にとっては適切な環境とはいえない。一定の配慮がなされた避難所や専用の部屋がある避難所、または障がい者専用の避難所の設置について、市町村への助言も含め、災害がいつ発生するかわからない不測の事態に十分に備える必要があるため、早急な整備を図ること。また運営に当たっては、スムーズな受け入れとなるよう障がいの特性に応じた受入対応マニュアルの策定も合わせて行うこと。整備に当たっては関係団体の意見や本人・支援者の声を聞くとともに、パーテーション等の装備も整えること。</p>	<p>県では「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」により、多様な人に配慮した生活環境の整備を市町村に依頼しているほか、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保と早期開設や、障がいのある方など配慮が必要な方への適切な対応をお願いしており、住民主体での避難所運営を含めて引き続き市町村への働きかけを行う。</p> <p>また、市町村が行う福祉避難所の資機材整備について、県防災・危機管理対策交付金及び福祉避難所事前配置資機材整備事業補助金により支援を行うとともに、緊急防災・減災事業債の積極的な活用について機会を捉えて市町村に案内していく。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染対策として避難所を十分確保するよう市町村をお願いしており、障がい者等の避難にあたって十分な環境・スペースが確保されるよう機会を捉えて市町村に働きかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業 68,500千円 ・避難所の生活の質向上事業（福祉避難所事前配置資機材整備事業） 2,250千円
<p>《鳥取県肢体不自由児協会関連》 ①療育指導誌「いずみ」の発行について、引き続き財政支援すること。</p>	<p>機関誌発行事業に必要となる経費について、令和5年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（肢体不自由児協会広報誌発行） 240千円
<p>②第58回鳥取県肢体不自由児者父母の大会開催について、必要な支援と助成をすること。</p>	<p>第58回鳥取県肢体不自由児者父母の大会開催事業に必要となる経費について、令和5年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（肢体不自由児父母の会開催補助） 510千円
<p>③災害時には、地域の避難所へ一時避難した後、状態に応じて福祉避難所へ移動することになっているが、心身の状態を安定させるためにも、時間的なロスをなくすためにも、直接、福祉避難所へ避難できるよう、避難行動の取り扱いについて市町村に働きかけること。また、重度心身障がいの場合、ベッド・水・電気などが生命維持にとって欠かせないため、民間のホテルなどが避難先として活用できるよう、あらかじめ、個別避難の災害避難協定を結ぶことなどを検討すること。</p>	<p>令和4年度に鳥取県地域防災計画を修正し、市町村は一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者が福祉避難所に直接避難できるよう努めているところであり、対象者が確実に福祉避難所へ直接避難できる受入体制の整備について引き続き市町村へ働きかけていく。</p> <p>重度障がいのある方など避難にあたって一定の設備の確保が必要な方の避難については、優先的な個別避難計画作成などによりホテルを含めた避難先や設備を確保するよう市町村へ働きかけていく。</p>
<p>④障害福祉サービスの「居宅介護サービス」は、例えば県中部地区では、町社会福祉協議会が事業から撤退したため、隣の民間事業所に利用が集中し、利用申し込みするも断られる場合が多々ある。身体介護の30分程度の派遣依頼でも、事業所が遠方のため移動時間がかかり対応できないと断られる。「障がい者支援計画」、「市町村障がい福祉計画」に基づく実施となるよう、サービスが後退することなく、サービス充実が図られるよう県が市町村に対して施策的な支援を行い、各市町村に居宅介護サービスによるホームヘルパーが配置されるようにすること。</p>	<p>介護分野と併せてホームヘルパー育成の研修を実施するとともに、他業種・他分野で働いていた方等が障がい福祉分野に就職しやすくなるような仕組み（返済免除付きの貸付事業）を設け、事業者の人材確保を後押ししている。</p> <p>また、重度障がい者や強度行動障がい者に居宅介護サービス等を提供する場合の独自加算や、遠方の利用者宅へ訪問する際の報酬への上乗せ支援を行っており、引き続き居宅介護等のサービスを提供する事業者を支援していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤親亡き後、重度心身障がい者は、施設入所しかないのはあまりにも悲しい現実である。地域生活として、グループホーム、シェアハウス、独居などの選択肢があるが、主に、重度訪問介護サービスを必要とする。しかし、グループホーム事業者等から重度訪問介護の時間数が少ないとか、ホームヘルパー事業者等から単位が低いなど不安が寄せられる。在宅生活の限界を超えている高齢化した親子を支えるためにも、24時間体制の地域生活を軸としたサービス利用の実現を市町村に働きかけ、義務的な制度となるよう支援すること。あわせて、西部地区は総合療育センターのショートステイ利用は厳しくなり、博愛こどもクリニックの利用も待機せざるを得ない状況であり、地域で安心して暮らせるための施設整備として、ショートステイを設置すること。</p>	<p>手厚いケアが必要な重度障がい児者へ訪問系サービスを提供する事業者に対し、市町村と協調して、国の報酬に加え更に独自の支援を行い、重度障がい児者の在宅生活の支援を行っている。</p> <p>また、重度障がい児者を対象としたグループホーム等を整備する際、国の補助に加え更に独自の支援を行い、受け皿整備の後押しを行っている。</p> <p>さらに各市町村は、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援の機能（相談、緊急時受入、体験の機会・場の提供、専門的人材確保・養成、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点を整備しており、これら全体を通して障がいのある方の地域生活を支える体制づくりを進めていく。</p>
<p>《鳥取県腎友会関連》 ① 鳥取県特別医療費助成制度を継続・拡充すること。</p>	<p>鳥取県特別医療費助成制度は、令和5年度も継続して実施する。 なお、市町村との協調制度であり、充実については、市町村と十分協議する。</p> <p>・特別医療費助成事業費 1,527,480千円</p>
<p>②腎臓専門医・透析専門医の育成と透析施設での常勤化を指導すること。</p>	<p>鳥取県内の医師及び看護師の確保に向けて、医学生や看護学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修、看護現場体験研修、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、透析専門医・腎臓専門医、認定看護師も含め県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。</p>
<p>③透析介護認定看護師、臨床工学技士及び管理栄養士を充実すること。</p>	<p>また、県内における専門医（腎臓専門医・透析専門医）の育成と腎疾患治療（透析医療、移植医療）の充実強化を図り、透析患者が安心して医療を受けられる体制整備を進めるため、令和4年4月に鳥取大学医学部附属病院が院内に設置した「腎センター」に対する支援を行っているところであり、令和5年度当初予算案で支援の継続を検討している。</p> <p>・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業） 9,800千円</p>
<p>④透析患者の通院対策及び通院支援を行っている病院に助成すること。</p>	<p>透析患者などの身体障害者手帳をお持ちの方が通院される際には、タクシー等の割引制度があるほか、市町村が単独で通院費助成制度を設けているところもあるので、その活用を呼びかけていく。</p>
<p>⑤介護の必要な透析患者が介護施設へスムーズに入居できるシステムを構築すること。</p>	<p>透析患者の介護施設への受け入れは、透析施設のある病院に併設された介護医療院など一部に留まっていると思われるが、団体、施設等から聞き取り実態を把握し、対応を検討したい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥透析施設への新型コロナ感染予防対策の指導・徹底をすること。	<p>医療機関に対する院内感染対策の徹底については、その留意点等を示した国の通知や鳥取県版新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン等の周知を行うとともに、令和4年度は感染防護具の正しい着脱方法等の研修会開催及び研修動画の公開のほか、県主催院内感染対策講習会においては「新型コロナウイルス対策」をプログラムの一つとして開催したところである。</p> <p>また、令和4年度に県庁内に設置した福祉・医療施設感染対策センターにおいて、新型コロナウイルスの日々の感染防止対策の指導や助言を行っており、引き続き医療機関における院内感染防止対策への支援を継続するよう、令和5年度当初予算案において検討している。</p> <p>・鳥取県感染制御地域支援ネットワーク運営事業 2,751千円</p>
⑦透析患者を増やさないために、慢性腎臓病（CKD）予防対策を推進していく取り組みと助成をすること。	<p>糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医や糖尿病療養指導士の養成、円滑な医療連携等の推進、慢性腎臓病（CKD）患者を専門医に紹介するタイミングの周知など、引き続き、CKD予防対策を推進する。</p> <p>また、令和5年度当初予算案において、引き続き、鳥取県腎友会と共催して慢性腎臓病の知識の普及啓発に係る県民向け講座を開催するための経費について検討している。</p> <p>・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 1,990千円</p>
⑧災害時の透析医療の確保及び透析病院の防災計画書作成を指導すること。	<p>医師を災害医療コーディネーターとして配置（県全域で1名、各医療圏で1名ずつ委嘱）し、災害時の医療救護活動の支援調整を行う体制を整備している。</p> <p>また、平成27年に策定した「災害時における透析医療の活動指針」に基づき、関係機関と連携した体制整備や研修会の開催等を通じて、透析医療機関の災害対応のためのBCP（業務継続計画）の策定を推進・支援しており、現在17の透析医療機関でBCPを策定済であるが、未策定の医療機関に対する支援を継続するとともに、災害時透析医療ネットワーク参加医療機関や、令和4年度に設置された鳥取県透析医会とも連携を図りながら、更なる体制強化を図っていく</p> <p>・医療行政費（BCP策定推進事業） 1,000千円</p>
⑨高齢化が進む患者へのサルコペニア・フレイル対策として、腎臓リハビリテーションの普及と推進をすること。	<p>腎臓リハビリテーションの一環である効果的な生活療養指導を実施するための人材育成（研修会）やCKD予防の食生活についての県民向け講座について、継続して実施することとしている。</p> <p>・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 1,990千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩県内の主な会議場に、腹膜透析患者が休憩時間に透析液パックを交換できる場所を設置すること。</p>	<p>県内の主な会議場で腹膜透析患者が休憩時間に透析液パックを交換出来る場所の設置については、あいサポート運動の研修等を通じて、イベント運営者等に必要な配慮を周知していく。</p> <p>なお、要望のあった「とりぎん文化会館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター」において、施設利用時に透析液パックの交換場所が必要になった場合には、各施設の総合案内にお話しいただければ周辺の空き部屋等を御利用いただけるようにしている。</p>
<p>《鳥取県私立学校協会関連》 (中学高等学校部会)</p> <p>①働き方改革の推進に当たり、教員についても部活動のあり方などが課題となっており、①外部人材の活用等への支援の拡充と柔軟な運用、②休日等の大会への教員派遣の負担軽減、③外部指導員の指導手当等の助成の充実(新型コロナ対策で部活動に様々な制約が課され、部活顧問の時間外勤務が増している)、④寮に係る生徒指導等への助成の充実(私立学校ではスポーツ振興のために多くの県外出身の生徒が寮で生活しており、その指導に多くの教員が関わっている)、⑤特別な支援を要する生徒のための補助員(特別支援教育支援員)の確保と助成の充実、⑥スクールカウンセラーの人材確保及び補助の増額、以上について支援すること。</p>	<p>外部人材活用の推進や寮舎監、スクールカウンセラー等の配置等、私立学校の働き方改革推進に対する支援について、引き続き令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金(私立学校教育振興補助事業) 1,835,541千円 ・私立学校教育振興補助金(心豊かな学校づくり推進事業) 12,287千円
<p>②新型コロナへの対応として、①感染防止のための技術面・物資面・財政面での支援、②オープンキャンパス・受験、部活動全国大会等のための県外移動に関してのPCR検査等に要する経費助成及び現地で感染した場合の陽性者だけでなく濃厚接触者への対応の拡充、③オンライン授業ができるよう校内ICT機器等の設備拡充への補助、以上について支援を充実すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費については、今後も学校の意見を聞きながら、必要な支援を行っていく。</p> <p>また、オンライン授業実施も含めたICT機器の設備拡張に対する支援については、引き続き令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金(私立学校教育振興補助事業) 1,835,541千円
<p>③新型コロナ対策としても改善を要する学校寮の整備・修繕・運営に対する支援を拡充すること。</p>	<p>寮の舎監の配置経費及び既存建物の改造による寮の整備経費については、引き続き、令和5年度当初予算案で支援を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金(私立学校教育振興補助事業) 1,835,541千円 ・私立学校施設整備費補助金(私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金) 28,422千円
<p>④大規模改修補助金の補助率を、1/3から1/2に引き上げること。</p>	<p>大規模修繕関係については国の補助制度を併せて活用することが可能であり、大規模改修に係る補助金の補助率引上げについては、考えていない。</p>
<p>⑤地域の公共交通がしっかり整備されておらず、またJR減便でスクールバスに頼らざるを得ない。「スクールバス運行」への財政支援をすること。</p>	<p>スクールバスの運用については、安全確保のため必要な警備員配置を支援しており、運行業務に係る支援については考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥タブレットの生徒全員への配布のための支援を拡充すること。	ICTを活用した教育を推進するための取組に対して、引き続き、令和5年度当初予算案で支援を検討している。 ・私立学校教育振興補助金（私立学校教育振興補助事業） 1,835,541千円
⑦新型コロナ対策での窓やドアの開放や物価高騰で、電気代が約1.5倍となっている場合もある。現在、物価高騰対策として「教育振興補助金」に生徒1人当たり学校規模に応じて年間400円から1600円の付与がなされているが、更に付加すること。	エネルギー価格の高騰に係る支援について、緊急対策として令和4年度補正予算で措置したことに加え、物価の状況を踏まえ、令和5年度当初予算案で支援を検討している。 ・私立学校教育振興補助金（私立学校運営費原油高騰対策事業） 11,189千円
⑧鳥取県高校生通学費助成事業の対象を中学生にも拡大すること。	高校の通学圏域は全県一区と広域になるため、県と市町村が共同で通学費用を助成しているが、現時点では、中学生に対象拡大することは考えていない。 なお、通学圏域の広い私立中学校については、各学校の状況を確認していく。
（幼稚園・認定こども園部会） ①私立幼稚園への国からの経常費助成補助金は、国庫補助金だけでなく地方交付税についても、毎年度子ども1人当たりの単価の増額が図られている。鳥取県としても毎年度の補助金について、国の基準通りの実施についてより一層の拡充を図ること。また、施設型給付を受ける園への公定価格の確保・充実について国に要望すること。幼稚園教員・保育士の処遇改善に係る補助金を増額すること。	私立幼稚園運営費補助金については、国予算や交付税単価の改定状況等を総合的に勘案し、今後も単価見直しを検討していく。 また、施設型給付を受ける園への公定価格の確保・充実については、関係機関から状況を伺いながら必要に応じ、国への要望も検討していく。 ・私立幼稚園等運営費補助金 109,538千円
②新型コロナ感染防止対策への支援と拡充をすること。	新型コロナウイルス感染防止対策については、令和5年度も保健衛生用品の購入等に対する補助を継続することとしている。 ・【12月補正】児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業 81,197千円
③電気、ガス、食料品等の物価高騰に対する支援をすること。	物価高騰対策については、国の一元的な対応が求められることから、引き続き国の動向を注視していく。
④2歳児の幼児教育・保育は、就労家庭においては制度の中で守られているが、在宅子育て家庭の2歳児就園については制度外となっている。等しく保育・教育が保障できるよう、公的に支援すること。	幼稚園で受け入れている2歳児を支給認定（1号認定）の対象とし、無償化の対象とすることについて、引き続き国へ要望していく。
⑤保育の受け皿整備の進行、保育料無償化による長時間保育や預かり保育の増加、保育の低年齢化、クラスの少人数化、チーム保育、特別支援教育、新型コロナ感染予防のための分散保育などにより、職員を増やすことが喫緊の課題となっている。同時に、こうした状況の中で、質の高い幼児教育・保育を実現するには、質の高い人材の確保が不可欠である。幼稚園教員・保育士の人材確保のため、県内就職希望者への処遇加算も含めた、総合的な人材確保対策を講じること。また将来の選択肢として、中学・高校の進路指導でも紹介をすること。	保育人材の確保等に向けて、保育の魅力発信や出前講座、修学資金貸付事業等に取り組んできているところであり、引き続き令和5年度当初予算案において検討している。 ・保育人材確保・魅力発信強化事業 23,062千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑥公立保育士と比べて私立幼稚園・認定こども園の保育士の給与には大きな差があり、経営面でも厳しい状況を生んでおり、処遇改善の支援を拡充すること。また、幼児教育無償化に伴い、事務量が増大しており、その負担軽減や職員の処遇改善への支援を拡充すること。	令和4年2月以降、国において新たな処遇改善（3%、月額9,000円程度）が行われているところであるが、幼稚園教諭、保育教諭の更なる処遇改善について、引き続き国に要望していく。また、職員の事務負担の軽減については、園務改善のためのICT化支援を行っている。
⑦特別支援教育・保育の円滑実施には、より深い知識と専門性が求められ、幼児一人ひとりの障がいの程度に応じたきめ細かな指導・対応が必要である。実施園に対する国及び単県の補助金を拡充すること。	障がい児を受け入れる幼稚園等に対する職員の加配について、県では単県制度として国庫補助を上回る支援を実施しているところであり、単県制度の拡充は考えていないが、国庫補助の単価引上げ等の拡充について引き続き国に要望していく。
⑧鳥取県では幼稚園一種免許状の単位修得に資する免許法認定講習などが実施されていない。文部科学省が、「幼稚園免許法認定講習等推進事業」を公募するなど、国レベルでも免許状上進を課題としてとらえている。鳥取県でも受講機会を確保すること。また特別な支援を必要とする子どもが増加する中、特別支援学校教諭普通免許状取得認定講座は、現在夏季休業中に開催が集中し、認定こども園では夏季預かり保育があるため受講が厳しい。多くの保育者が受講できるよう柔軟な受講システムを構築すること。	幼児教育に係る職員の資質・能力の向上については重要な課題と捉え、県としても毎年様々な研修を開催しており、今後、県での認定講習の実施について検討する。 また、特別支援学校教諭普通免許状取得認定講座は、特別支援学校教員及び特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率向上が主な目的であり、開催時期については、教員が参加しやすく、講師（大学教授等）の意向を踏まえ夏季休業期間の土日を中心に設定している。夏季休業中以外の受講方法としては、国立特別支援教育総合研究所が開催する免許法認定通信教育において、視覚、聴覚障がい教育領域の2科目が受講可能である旨を周知していく。
(専修各種学校部会) ①専修学校運営費補助金は、専門・一般課程は人件費を除く経費の1/15、高等課程は2/15となっている。しかし、運営経費に占める人件費割合は高く、少子化で生徒が減少し、人件費が経営を圧迫している。県内専門学校の維持のため、人件費を含む補助金体系となるよう再検討すること。	専門課程のみを運営費支援の対象としている自治体が多いなか、本県では専門課程のみならず一般課程を含む全ての私立専修学校に対して支援を行っており、引き続き、これまでと同様の運営費支援を行っていく。
②高等専修学校に対し県が独自に助成しているが、その予算の裏付けとなる高等専修学校に対する補助にかかる地方財政措置（特別交付税）を創設するよう国に要望すること。	全国知事会とも連携しながら国への要望を検討していく。
③分校形式での県外専修学校の県内進出は、鳥取県の許認可も、鳥取県私学審議会に諮られることもなく、県内専修学校がその情報を取得することが困難である。文部科学省に対し、分校設置基準の明確化を求め、それを基に県基準も明確化すること。	分校の設置基準の明確化については、1月末に開催が予定されている文部科学省主催の専修学校教育研究協議会の場で意見交換を行うなど、機会をとらえて国に投げかけ、その結果を踏まえた上で国への要望を検討したい。また、県の基準については、国の対応を踏まえ、適切な対応を検討していく。
④鳥取県私立専門学校職業実践専門課程推進事業補助金は、学校割（補助率1/2・上限15万円）となっているが、他県の助成額を参考とし、上限額の引き上げを検討すること。（補助額の1/2は県に国庫補助される）	令和4年度の実績額が上限額に達していない状況を踏まえ、引き続き同様の支援を、令和5年度当初予算案において検討している。 ・私立学校教育振興補助金（職業実践専門課程支援事業） 300千円
⑤鳥取県私立専修学校大規模修繕促進事業補助金が、令和4年度に新設されたのは良かったが、対象事業の下限額が500万円であるため使いにくい。一事業当たりの補助を総事業費あたりに変更するか、500万円の対象事業下限額を引き下げること。	大規模修繕事業を支援する目的に照らし、事業費下限の引き下げは考えていない。なお、一体的な修繕計画とみなされる事業が500万円を超えれば、対象事業となる。

要望項目	左に対する対応方針等
⑥鳥取県専門学校・私大進学フェアを、県内高等学校教育機関すべてに拡大できるよう、事業補助金を大幅増額すること。取り組みを通じて、県内高校生に地元高等教育機関、地元企業の魅力を再認識してもらい、県内進学・県内就職で、地元産業人材の育成と地域活性化が期待される。	進学フェアについては、令和3年度において増額を図ったところでもあり、引き続き同様の支援を、令和5年度当初予算案において検討している。 ・私立学校協会補助金（合同進学相談会開催事業） 200千円
⑦従来からの新型コロナ対策補助金を継続すること。	新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費については、今後も学校の意見を聞きながら、必要な支援を行っていく。
⑧介護福祉士離職者訓練は、12月から募集要項の配布・告知・募集開始となっているが、前倒しで広報活動できるよう検討すること。	「介護福祉士養成科」の訓練生の更なる確保のため、令和5年4月入校生に係る募集要項の配布、告知、募集開始を令和4年11月に前倒しした。
⑨理学療法士・作業療法士養成施設指定規則の改正で、実習生受け入れのため、各病院及び施設に実習指導者の養成が義務付けられた。実習指導者養成講座の開講にあたり、実施費用を助成すること。	理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会については、各職能団体と養成施設の連携等により、養成施設による経費負担や参加者からの一定の受講料収入によりそれぞれ実施されていると承知しているが、当該講習会の運営において具体的な支障事例や問題点等があれば、その実態を伺いながら対応を検討する。
⑩私学助成法において各種学校は運営費助成の対象外となっているが、専修学校同様に、地元で学び、地元で働く学生を多く輩出している。学校助成ではなく、学生・保護者に対し負担軽減のための支援をすること。	各種学校等への進学に際し、金融機関から進学資金を借り入れた者に対して、鳥取県大学等進学資金助成金等の既存の制度が活用できることから、制度の新設は考えていない。
⑪県内高校生の運転免許取得時期を、夏休みからの早期通学許可に変更すること。	公立・私立学校ともに、就職等の際に自動車免許を必要とする生徒が、その時期までに確実に取得できるよう入所時期を含めて適切に対応するように国の通知を踏まえて各学校に依頼しており、就職者の多い学校では、夏季休業中からの入校や冬季休業前よりも1週間早めて入校を許可するなど、各学校の状況に応じて対応している。 引き続き、各学校が適切な対応をとるよう、校長会等を通じて働きかけていくとともに、鳥取県私立学校協会に御理解いただけるよう、丁寧に説明を行っていく。
⑫自動車学校に対し、新型コロナ感染防止のための各種機材などの購入補助金を支給すること。	新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費については、今後も学校の意見を聞きながら、必要な支援を行っていく。
⑬県内学生への自動車学校での免許取得のための支援をすること。	教習料金は、各校が特色に応じて設定しているものであるが、実情を聞いて、必要があれば検討していく。
(鳥取県私学振興会) ①鳥取県私学振興会の実施する退職金給付事業に対する補助率（標準給与総額の36/1000）を堅持すること。	退職金資金給付制度については、引き続き同様の支援を、令和5年度当初予算案において検討している。 ・私立学校支援等事業（私立学校教職員退職金給付財源補助金） 90,201千円
②日本私立学校振興・共済事業団の実施する私学共済制度に対する補助率（8/1000）を堅持すること。	私学共済制度については、引き続き同様の支援を、令和5年度当初予算案において検討している。 ・私立学校支援等事業（日本私立学校振興・共済事業団補助金） 15,727千円

要望項目	左に対する対応方針等
③私学経営相談事業に対する補助金を堅持すること。	私学経営相談事業については、引き続き同様の支援を、令和5年度当初予算案において検討している。 ・私立学校支援等事業（私立学校経営相談事業補助金） 314千円
《鳥取県農業協同組合中央会・鳥取県農協農政協議会関連》 ①鳥取カントリーエレベーターで出荷調整される玄米は、カメムシなどの被害を受けた米を荷受け時に分別することが困難で、着色粒混入による品質低下が課題となっている。また1等米の着色粒混入限度は0.1%以下と非常に厳しい基準となっているが、玄米品質が高い「星空舞」や「きぬむすめ」でも1等米格付けが難しい状況がある。特に県下でブランド化を推進している「星空舞」の1等米出荷を、今後一層拡大するためにも、鳥取カントリーエレベーターへの色彩選別機導入を支援すること。	色彩選別機の導入は、1等米出荷量の増加によるブランド化への加速化が期待されることから、JA鳥取いなば及び鳥取市と連携を図りながら、国事業（産地生産基盤パワーアップ事業）の活用による導入を令和4年12月補正予算で支援しているところである。 ・【12月補正】産地生産基盤パワーアップ事業 465,800千円
②環境負荷低減と有機農業を拡大することは、人と環境にやさしい農政に転換する上で重要である。そのため、家畜糞尿の他、食品残渣なども含めた有機物を活用した良質な堆肥の生産を持続可能とする体制整備が必要である。JA鳥取中央が実施する、未利用有機物資源を活用した堆肥の製造技術の開発、コスト、肥料としての有効性等を試験・検証できる体制を構築すること。また広域にわたる利用者への安定供給と堆肥利用にあたっての散布作業などの利便性を確保するため、堆肥処理施設の整備と堆肥散布作業機械の導入に関する支援をすること。	令和4年度末までに作成予定の「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」案の推進施策に「地域資源の有効活用」を盛り込んでおり、関係機関と連携した体制づくりも含め、令和5年度当初予算案で必要な対策を検討している。 また、県中部で、家畜排せつ物や食料残渣などから高品質な堆肥を製造する堆肥処理施設整備について、国庫補助事業を活用して進めることが検討されていることから、国庫補助事業の対象外となる造成費の一部についての支援を令和5年度当初予算案で検討している。 ・環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業 13,336千円 ・肥料国産化に向けた施設整備事業 10,000千円
③JA西部が進めている米穀関連施設再編に伴う乾燥設備の機能移転として、使用可能な乾燥機については、米産地を維持すべく有効活用するため、助成支援すること。	今後の米穀関連施設再編のモデルとして、大山ライスセンターの乾燥機の移設、トラックターミナル整備に要する経費支援について、令和5年度当初予算案で検討している。 ・米穀施設長寿命化等対策推進事業 23,909千円
④令和4年度に入り、生乳生産に不可欠な配合飼料価格や輸入乾牧草価格が暴騰し、更に夏前から酪農経営を支える副収入である乳雄子牛や交雑子牛の価格が暴落している。11月から飲用乳価が10円/kg上がったものの、30円/kgにならないと、酪農経営は改善しない。現在多くの酪農家が経営の危機に直面しており、酪農経営に対する強力な財政支援を実施すること。	配合飼料価格の高止まりで、依然として畜産農家の経営が圧迫されていることから、令和4年度補正予算で実施した畜産経営緊急救済事業を令和5年度当初予算においても検討している。 ・畜産経営緊急救済事業 228,968千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤昭和45年に市町村単位で行われていた種子生産を、国府種子センターに一元化した。これまで品種は、「ひとめぼれ」「コシヒカリ」「きぬむすめ」であったが、今後本格的に「星空舞」が加わり、品種拡大によるコンタミリスクを回避するためには、ラインの追加が必要となるが、現行の施設ではラインを追加することは困難である。主要となる乾燥機3台及び荷受け操作盤の老朽化が激しく早急に更新が必要な状況であり、更新に必要な費用を助成すること。</p>	<p>「鳥取県農産物種子条例」の主目的である優良種子の安定供給に必要な本県唯一の拠点施設「国府種子センター」における優良種子の生産・安定供給体制を維持するため、JAグループと連携のもと、国事業（強い農業づくり総合支援交付金）の活用による乾燥機及び荷受け操作盤の導入支援について、令和5年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県農作物種子生産振興対策事業 27,241千円
<p>⑥県産農畜産物や農業・農村の応援者を増やすため、地産地消に加えて、「国消国産」の考え方について県民に広く伝え、鳥取県の取り組む地産地消の取り組みの一環として、県民理解醸成に向けた「食のみやこ鳥取県民運動」の発動と、その取り組みに力強い支援を求める。</p>	<p>「国消国産」は地域の農業を守る生産者と、消費する消費者とが力を合わせて取り組むことで、食料自給率向上にもつながる運動であることから、本県が進める地産地消の取組の機会を通じて、県民への理解を進めるための周知等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> もっと「食のみやこ鳥取県」地産地消推進事業 26,386千円 食のみやこ鳥取県推進事業(地産地消普及・情報発信事業) 11,095千円 食のみやこ鳥取県・魅力ある食づくり活動支援事業 10,380千円
<p>⑦特に畜酪農家を窮状から救うために、県独自支援も含めた消費拡大に、より一層取り組むよう強く求める。</p>	<p>畜酪製品の消費拡大に向けて、引き続き食のみやこ鳥取県ブランド団体交付金の活用による販促等消費拡大事業への支援等を通じて、県内小売店等と連携しながら県内での消費拡大を後押しする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食のみやこ鳥取県推進事業(おいしい鳥取PR推進事業)(食のみやこ鳥取県ブランド団体支援交付金) 22,000千円 もっと「食のみやこ鳥取県」地産地消推進事業 26,386千円 食のみやこ鳥取県推進事業(地産地消普及・情報発信事業) 11,095千円
<p>《鳥取県老人保健施設協会関連》 ①今般、医療・社会福祉・保育施設等への「物価高騰対策応援金」の支給要領が施行されたが、今後も更なる物価上昇が見込まれ、事業者の経営を圧迫することが予想されるため、2023年度も継続して当該補助金の予算を確保するとともに、実際の物価上昇による負担額に見合うよう支給額を増額すること。</p>	<p>長期化が見込まれる物価高騰は、全国的な課題であり、国の一元的な対応が必要であると考える。</p> <p>国に対して今後も引き続き、この度の「物価高騰対策応援金」のような必要に応じた緊急対策を継続的に講じるとともに、新型コロナウイルス感染症の長期化や、ウクライナ情勢による原油価格・物価高騰の影響を加味して、介護事業所・施設の経営状況を適切に分析し、利用者に対して安定的な介護サービスが継続的に確保されるよう、令和6年4月に改訂される介護報酬に反映させるよう求めていく。</p>
<p>②現在、軽度者の生活援助サービス等は、標準的に要支援1は週1回程度、要支援2は週2回程度となっているが、利用回数を増やし、軽度者の健康増進に供するため、前述回数以上の利用について助成をすること。</p>	<p>要支援者等を対象とする介護予防・生活支援サービス事業については、国により利用実態等から標準的に想定される目安となる利用頻度(週1回程度等)が示されているが、支給限度額の範囲で、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントに基づいて実際に必要な利用回数のサービスの利用が可能である。このほか、各市町村において、65歳以上の方に対する一般介護予防事業を実施しているので、軽度者の健康増進に御活用いただきたい。なお、県は、これらの経費の一部を負担している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
《鳥取県漁業協同組合関連》 ①ヒラメ、岩ガキ、ワカメ等の増殖事業を積極的に行い、栽培事業の自立化を図るため、「放流用種苗支援事業」を継続すること。	栽培漁業の促進と自立、水産資源の増大による水産物の安定供給を図るため、令和5年度当初予算案で引続き放流種苗購入費を支援することを検討している。 ・放流用種苗支援事業 11,270千円
②アワビ、サザエ種苗放流は、水産資源の生産・維持などの資源管理のため、継続的に行う必要があるため、「持続可能な栽培漁業推進事業」を継続すること。	「持続可能な栽培漁業推進計画」を策定・実践する漁協に対し、引き続き種苗購入経費の一部支援を令和5年度当初予算案で検討している。 ・放流用種苗支援事業（持続可能な栽培漁業推進事業） 3,941千円
③美保湾地域栽培漁業推進協議会が行うヒラメ放流事業の継続実施と効果検証により放流技術の向上を図るため、「美保湾ヒラメ試験放流サポート事業」を継続すること。	令和5年度当初予算案で、引き続き沿岸漁業研究事業による対応を検討している。 ・沿岸漁業研究事業（沿岸漁業重要資源調査） 5,512千円
④県内各地区の磯場漁場での藻場の減少が進み、資源量、放流効果、藻場などの移植効果などに大きく影響が出ているため、「藻場造成調査」を継続すること。	異常発生しているムラサキウニの集中駆除を行うとともにアラメ種苗の設置等の藻場造成を令和5年度当初予算案で検討している。 ・豊かな藻場再生事業 20,647千円
⑤高級魚のキジハタの放流経費の継続支援及び経費削減技術の推進のための支援を継続すること。	キジハタ栽培漁業を推進するため、令和5年度当初予算案で放流手法の改良や放流効果の検証することを検討している。 ・栽培漁業研究事業（キジハタ栽培漁業実用化支援調査） 3,595千円
⑥栽培漁業センターが開発した岩盤清掃機器及び食害対策器の実証調査等、漁場再生技術の精度向上や付着状況の把握、効果が得られていないイワガキ礁漁場の再生方法などへの指導・助言をすること。	イワガキ資源の増加と安定を図るため、令和5年度当初予算案で引き続き対応を検討している。 ・イワガキ岩盤清掃実証事業 1,834千円 ・栽培漁業研究事業（貝類付加価値向上対策事業） 1,336千円
⑦国の水産多面的機能発揮事業を補完する県支援を継続すること。	令和5年度当初予算案で引き続き鳥取県水産多面的機能発揮対策事業の実施を検討している。 ・豊かな藻場再生事業（鳥取県水産多面的機能発揮対策事業） 806千円
⑧イワガキ礁への付着・育成状況の調査、アラメ移植用小型プレートの移植手法の確立、深場漁場の藻場造成手法の究明などにより、沿岸漁業の持続的生産を図れるよう支援すること。	令和5年度当初予算案で引き続き栽培漁業研究事業の実施を検討している。 ・栽培漁業研究事業（貝類付加価値向上対策事業） 1,336千円 ・栽培漁業研究事業（藻場造成対策事業） 1,664千円
⑨水産物の大山ブランド化を推進するため、海水や海藻等、伏流水の実態解明やその科学的根拠の解明、アワビの成分調査・他産地との違いを調査できるよう支援すること。	令和5年度当初予算案で引き続き栽培漁業研究事業の実施可能性を検討している。 ・栽培漁業研究事業（貝類付加価値向上対策事業） 1,336千円
⑩アカモクの収穫場所・方法・可能量予測などの技術確立や生產品の品質向上・差別化に向けた技術的情報取得などを支援すること。	令和5年度当初予算案で引き続き沿岸漁業研究事業の実施可能性を検討している。 ・沿岸漁業研究事業（アカモク資源の持続的利用技術研究） 416千円
⑪ナマコの資源増殖技術や資源管理方法の確立、ハバノリ、ワカメ等有用海藻の養殖技術の確立を支援すること。	令和5年度当初予算案で引き続き栽培漁業研究事業及び養殖漁業研究事業の実施を検討している。 ・栽培漁業研究事業（ナマコ増殖試験） 2,043千円 ・養殖漁業研究事業（養殖振興事業） 706千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑫藻場の監視やウニ等の食害生物駆除を支援すること。	令和5年度当初予算案で引き続き豊かな藻場再生事業により藻場の監視やウニ等の集中駆除の検討をしている。 ・豊かな藻場再生事業（ムラサキウニ駆除及び藻場造成による藻場の回復） 15,371千円
⑬サザエの価格下落対策を支援すること。	令和5年度当初予算案で引き続き栽培漁業研究事業の実施可能性を検討している。 ・栽培漁業研究事業（貝類付加価値向上対策事業） 1,336千円
⑭マアジ・ムラサキウニ畜養の技術指導、付加価値向上技術の実証指導や未利用海藻の増養殖技術などの開発・調査を支援すること。	令和5年度当初予算案で引き続き養殖漁業研究事業の実施を検討している。 ・養殖漁業研究事業 10,340千円 ・豊かな藻場再生事業（ムラサキウニの商品化に向けた調査研究） 5,276千円
⑮近年大量発生しているウニ・ヒトデ等及び有害生物に対する効果的な駆除手法及び集中駆除の効果検証、海域レベルでの藻場回復、廃棄物処理に対し支援すること。	漁場の環境保全について、引き続き令和5年度当初予算案で検討している。特に、大量発生しているムラサキウニについては、豊かな藻場再生事業により集中駆除することを令和5年度当初予算案で引き続き検討している。 ・漁場環境保全事業（海底清掃委託事業） 1,848千円 ・資源管理推進事業（有害生物駆除支援初動対応事業） 900千円 ・豊かな藻場再生事業（ムラサキウニ駆除及び藻場造成による藻場の回復） 15,371千円
⑯「もうかる漁業実証操業支援事業」「沖合底引き網漁船代船建造推進事業・漁船リース経費補助事業」を継続し、沖合漁業漁船の代船建造を支援すること。	沖合漁船支援事業の継続について令和5年度当初予算案で検討している。 ・沖合漁船支援事業 13,634千円
⑰県内水産物の特産化を図り、県内外へPRすることで高付加価値化に取り組むため、「県産魚ブランド発信事業」を継続すること。	令和5年度当初予算案の、売りたい・食べたいとっりの魚発信プロジェクトにより、鳥取県の水産物・水産物を官民一体となって内外にPRすることを検討している。 ・売りたい・食べたいとっりの魚発信プロジェクト 5,244千円
⑱ズワイガニや白いかの活状態での流通に係る試験調査研究や、境港地区に水揚げ・集荷される水産物の活魚比率向上のための技術確立（実証試験）とその普及のため支援すること。	「白いか高鮮度出荷技術開発試験」は平成29年度に活イカ取扱いマニュアルを、「県産魚出荷技術改良試験」は令和2年度に鳥取県松葉がに保管マニュアルを作成し、漁業者や市場関係者に配布し、普及した。
⑲ムラサキウニの短期養殖における畜養技術の確立・実証・技術指導、生產品の評価、事業化に向けた支援をすること。	令和5年度当初予算案で引き続き養殖漁業研究事業の実施及び豊かな藻場再生事業によるムラサキウニの商品化に向けた調査研究の実施を検討している。 ・養殖漁業研究事業 10,340千円 ・豊かな藻場再生事業（ムラサキウニの商品化に向けた調査研究） 5,276千円
⑳国が行うズワイガニ、アカガレイの保護育成礁設置に係る「フロンティア漁場整備事業」への負担金を継続すること。	漁場環境整備事業について令和5年度当初予算案で検討している。 ・フロンティア漁場整備事業負担金 16,653千円
㉑浜の活力再生プラン実践に係る資材作成、事業実施等の検証及び視察研修等に対する支援、また学校関係者への魚食普及推進活動に係る取り組みへの支援を継続すること。	漁村の活性化について令和5年度当初予算案で検討している。 ・売りたい・食べたいとっりの魚発信プロジェクト（浜に活！漁村の活力再生プロジェクト） 2,330千円

要望項目	左に対する対応方針等
②漁業経営にとって機関・機器整備は必要不可欠であり、機器等の高騰で漁業者の負担が年々増しており、「がんばる漁業者支援事業」で継続支援すること。	<p>がんばる漁業者支援事業の継続について令和5年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんばる漁業者支援事業 7, 235千円
③漁業就業希望者を研修生として受け入れ、より実践的な漁業研修を実施し、将来的に漁業着手し担い手増加を図るための支援をすること。また指導経費、研修手当における親族の対象範囲及び支給要件を緩和すること。	<p>漁業就業者確保対策事業の継続について令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>なお、研修手当については、親族の元での研修を研修手当の対象とする見直しも検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業者確保対策事業（漁業研修事業） 66, 568千円
④資材や機器類等の価格の値上げにより、漁船建造価格が急騰しており、将来の担い手である新規漁業就業者への経営開始を支援する「漁業経営開始円滑化事業」を継続すること。	<p>漁業就業者確保対策事業の継続について令和5年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業者確保対策事業（漁業経営開始円滑化事業） 53, 132千円
⑤網代港の燃料タンク消火設備及び淀江の燃料タンクについて、老朽化が著しく、燃油漏れの危険性があるなど、対応に緊急を要する状況であり、支援をすること。	<p>令和5年度当初予算案で引き続き主要水産産地における共同利用施設などの整備費への支援を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要水産産地共同利用施設等整備事業 10, 454千円
⑥遊漁船イカ釣りの光力が大きく、漁業者が遵守している取り決めに逸脱している可能性があり、実態調査し、取り決め遵守の指導をすること。	<p>令和5年度当初予算案で遊漁船による資源利用及び操業実態の把握の実施を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源管理推進事業（遊漁船による資源利用及び操業実態の把握） 360千円
⑦漁港内の砂の堆積調査等を行い抜本的な対策をとること。また海岸浸食、特に白兎～浜村にかけて著しく海岸が侵食されており重点対策を継続すること。台風・大雨などにより大量に流入する漂着物の処分費用の補助を継続すること。港内、特に鳥取賀露港の静穏調査を行い、係船状況の改善を図ること。	<p>砂の堆積が課題となっている東漁港（岩美町）、酒津・船磯・夏泊漁港（鳥取市）、網代・泊漁港（鳥取県）においては、継続して浚渫を行っている。引き続き、堆積状況を確認しながら、管理者と対策を検討する。</p> <p>海岸侵食の対策については、引き続き侵食状況を観測しながら、サンドリサイクルの実施について検討する。</p> <p>海岸等の漂着物の処分については、これまでも県や市町村で対応してきたところであり、状況に応じて引き続き対応する。</p> <p>鳥取港内の静穏度不足に対しては、令和3年度より防波堤整備事業に着手した。他港においても、関係者等から状況を伺った上で検討する。</p>
⑧漁業資材等の経費増に伴い厳しい経営を強いられている漁業者（小型船を含めた全漁業）の漁獲共済掛け金への支援を継続すること。	<p>日韓暫定水域（EEZ）の設定に伴い水揚げの減少が予想される漁業者等が漁業共済組合に支払う漁業共済掛金への一定割合の継続助成を令和5年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日韓漁業対策費（漁業共済掛金助成事業） 6, 720千円
<p>《境港水産振興協会関連》</p> <p>①水産量が全国6位のさかなと鬼太郎の観光のまち境港を県内外にPRし、魚食の普及、境港のマグロPR、境港かに水揚げ日本一PR実行委員会を支援するため、「境港お魚ガイド活動支援事業」を継続すること。</p>	<p>令和5年度当初予算案で境港市場お魚PR事業による支援の継続を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境港市場お魚PR事業（境港お魚ガイド活動支援事業） 2, 811千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県中学校体育連盟関連》</p> <p>①第49回鳥取県中学校総合体育大会の各競技運営費補助金を継続・充実すること。</p> <p>②令和5年度中国ブロック中学校選手権大会は、ハンドボール・ソフトボール・スキーの県内開催が決定している。運営費補助金を継続・充実すること。</p> <p>③全国大会・中国ブロック大会選手派遣費補助金を継続・充実すること。</p> <p>《鳥取県高等学校体育連盟関連》</p> <p>①鳥取県高等学校総合体育大会の開催費補助金を継続・充実すること。</p> <p>②中国ブロック高等学校選手権大会は県内で7競技が開催される。開催費補助金を継続・充実すること。</p> <p>③全国高等学校総合体育大会へ選手・引率者及び本部役員を派遣するための補助金を継続・充実すること。</p>	<p>中学校・高等学校の各体育連盟からの要望を踏まえ、各種選手権等大会運営や派遣等の支援について、令和5年度当初予算案で支援を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係体育大会推進費 48,405千円
<p>《鳥取県土地改良事業団体連合会関連》</p> <p>①農地や農業用施設の整備・保全等をする農業農村整備事業が安定的かつ計画的に事業執行できるよう、予算を確保すること。</p> <p>②多面的機能支払交付金制度に取り組む活動組織(約620組織)が必要とする予算を確保すること。特に、資源向上支払(施設の長寿命化)について、各活動組織への予算の配分が計画通りとなるよう、予算を確保すること。</p>	<p>農業競争力強化や国土強靱化対策、多面的機能支払交付金など農業農村整備事業が計画的に実施できるよう、必要な予算確保について国に働きかけていく。</p>
<p>③災害で被災した農地・農業用施設について、来春の営農に支障がでないよう、早期の復旧に取り組むとともに農家負担の軽減に努めること。その際は、原形復旧だけでなく、再度の災害防止の措置を講ずること。</p>	<p>緊急に復旧が必要な箇所については応急工事に対応するとともに、施越工事により早期復旧に努めていく。令和4年に発生した災害は一部が激甚災害に指定され、農家の負担が大きく軽減されるとともに、小規模な災害に対しては、「しっかり守る農林基盤交付金」(単県事業)により、地元負担の軽減に取り組む市町村を支援していく。また、復旧工事に当たっては、被災原因を分析した上で、再度の災害を防ぐために必要な工法等を採用していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕地災害復旧事業 333,401千円 ・しっかり守る農林基盤交付金(災害復旧枠) 25,000千円
<p>④ため池工事特措法(令和12年度まで)に基づき、工事に関する技術的な指導と財政上の措置を講じ、防災重点農業用ため池の災害対策をソフト・ハード両面にわたって集中的に推進すること。</p>	<p>令和3年3月に策定した防災工事等推進計画に基づき、集中的に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営地域ため池総合整備事業 176,000千円 ・県営農地防災事業調査 20,000千円 ・団体営ため池等整備事業 15,000千円 ・ため池防災減災対策推進事業 51,000千円 ・ため池監視システム導入推進事業 21,958千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑤県内314か所の防災重点農業用ため池について、調査点検、技術的助言・指導、避難訓練の実施を行うにあたり、令和4年度と同規模の予算を確保すること。	鳥取県ため池サポートセンターの運営に必要な経費を、令和5年度当初予算案で検討している。 ・ため池保全管理・防災対策強化事業（サポートセンター機能） 13,500千円
⑥現在、農業土木技術者の不足が生じており、今後の事業推進にあたり、将来にわたって必要な農業土木技術者の確保と育成を行うことが喫緊の課題である。このため、令和4年度土地改良法の改正で、土地改良事業団体連合会は「会員から委託を受けて土地改良事業の工事」が行えるようになった。同会が有する技術や経験を十分発揮できるよう、支援を検討すること。	多くの市町村で技術職員の採用を増やすなど組織体制強化に努めており、県としても引き続き職員のスキル向上のための研修を行うとともに、土地改良事業に精通した鳥取県土地改良事業団体連合会とも連携しながら農業農村整備事業を推進していく。
⑦国は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、「電力・ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設し、土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援策を示した。本県は全国有数の農業県として良質な農産物を各地に提供しているが、これに必要な水を送るためのパイプライン等の水利施設には電力が必要不可欠であり、このまま電気料金の高騰が続くと、土地改良区或いは組合員が納付する賦課金に影響を及ぼし、最悪の場合は離農者が増えることが懸念される。緊急的にでも、鳥取県独自の支援策を講じること。	令和4年度分の電気料金等エネルギー価格高騰分の支援について、令和4年度2月補正予算案で検討している。 ・【2月補正】土地改良区支援等事業 2,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県商工会連合会関連》</p> <p>①事業承継や働き方改革、また急速に進展する情報技術への対応に加え、燃料・原材料費の高騰、円安などの事業環境が大きく変化する中、小規模事業者の経営課題は多様かつ専門化しており、更には消費税インボイス制度への対応が急務となっている。経営支援専門員を設置して業者への諸課題支援にあたる「小規模事業者経営支援交付金」を継続すること。</p> <p>②商工会地域の地域経済活性化のためには、小規模事業者の創出も不可欠であり、創業支援は重要施策である。また約64%の事業者が後継者不在であり、将来的な事業所の減少、地域経済の衰退が懸念され、事業承継支援が必要である。また小規模事業者の生産性向上に対する伴走支援も求められている。「創業・事業承継・生産性向上対策の交付金」を継続すること。</p> <p>③小規模事業者等の需要開拓は、特にポストコロナ時代への対応も求められており、「販路開拓・需要創出対策の交付金」を継続すること。</p> <p>④地域経済をけん引する企業の創出と個別企業の収益力向上につながる需要開拓支援が必要不可欠であり、「B to Bを促進する商談事業」と、「B to Cを促進する物産事業」に大きく分類して実施する、「東部需要開拓総合プロジェクト事業」への支援をすること。</p> <p>⑤平成29年10月に中部ブランド「とりそらたかく」がスタートし、現在54商品(21事業所)を認定し、販路が広がり成果が出てきた。商品選定会、地域内外の商談会・展示会へ出店し知名度向上・新規販売先の獲得につながる「中部発信プロジェクト」を支援すること。</p> <p>⑥西部7商工会と西部商工会産業支援センターが鳥取県西部ブランディングプロジェクト「大山時間」とサイクリスト聖地化事業を実施しているが、引き続き支援すること。</p> <p>⑦令和4年度より、県交付金を活用した「中山間地域の持続に向けた戦略的事業承継推進モデル構築事業」に取り組んでいるが、アンケート調査を実施し実態課題を分析した。今後、アンケート結果をもとに、関係機関と連携しながら具体的な支援を強化するため、交付金支援を継続すること。</p>	<p>鳥取県商工会連合会の要望項目については、小規模事業者等経営支援交付金により引き続き支援していくことに加え、事業承継等の中山間地域の諸課題については、商工会連合会と連携した取組を拡充し支援を強化していくことを令和5年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等経営支援交付金（商工会・商工会連合会、商工会議所） 873,655千円 ・戦略的事業承継推進モデル構築事業 31,494千円
<p>《鳥取県信用保証協会関連》</p> <p>①県制度融資について、中小企業者の負担軽減のため、基本保証料よりも低い保険料率に設定しているが、保険料は保証料の中から支払っている。そのため、減収となる保証料相当額を補填すること。</p>	<p>令和5年度当初予算案において、信用保証料負担軽減補助金及び新型コロナ克服特別金融支援事業により対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証料負担軽減補助金 235,139千円 ・新型コロナ克服特別金融支援事業 3,633,789千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県建設業協会関連》</p> <p>①地域の安全・安心の守り手である地域建設業は、災害や除雪等の対応に必要な人員、機材を確保・維持し、体制を整えておく必要がある。そのため地域建設業に重点を置いた、地域の安全に資する、安定的持続的な事業量を確保すること。</p>	<p>地域の安全・安心や成長・発展に資する事業については、引き続き、国への要望を含め、必要な予算・財源の確保に努める。</p>
<p>②「防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策」については、計画的かつ着実に実施されるよう、令和5年度当初予算において必要額を別枠で確保すること。</p>	<p>国土強靱化対策を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用している。引き続き、必要な予算・財源の別枠での確保について、国に要望していく。（令和4年度国2次補正として前倒しで予算配分あり）</p>
<p>③新規事業は採択された後、測量・設計、用地取得などで工事着手まで年数を要する。地域建設業の安定経営のためには、毎年度の工事量の平準化が必要であり、新規事業要求及び採択の際には、事業完了の翌年に別事業の工事着手となるよう配慮すること。</p>	<p>新規事業を含む事業計画は、測量・設計、用地取得、工事着手の時期など既存事業の進捗等を踏まえ検討しており、毎年度の工事量の確保、平準化に努めている。引き続き、工事量の平準化に取り組んでいく。</p>
<p>《鳥取県印刷工業組合関連》</p> <p>①昨年から今年にかけて、用紙やインクが20～30%、段階的に値上がりしている。都度都度の発注の場合は、県各部署には、値上がりを考慮してもらっているが、定期発行物の場合は、4月に決めた価格を年度末の3月末まで変えることができず苦勞している。先に予算を決めて、それを執行していくため、なかなかこれを変えるのは難しいと思うが、改善を検討すること。</p>	<p>定期発行物の調達に当たり、契約期間中に、著しい物価上昇により当初契約額では事業の遂行が困難であるとの申し出が受注者からあった場合は、その状況を確認するなどして、個別に対応を検討していきたい。</p>